

茨木市景観計画

平成 24 年(2012 年)3 月策定

令和 6 年(2024 年)3 月変更

茨木市

目 次

第1章 はじめに	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 茨木市のこれまでの景観形成の取組み	3
第2章 茨木市の景観特性	5
1. 茨木市の景観特性の分類	5
2. 景観要素別の特性と課題	7
第3章 茨木市のめざすべき景観像	15
1. まちづくりの基本理念	15
2. めざすべき景観像の考え方	16
3. めざすべき景観像	17
第4章 茨木市の景観形成の目標	18
1. 自然が身近に感じられる景観をつくる（自然景観）	18
2. うるおいと周りへの配慮が感じられる市街地景観をつくる（市街地景観）	19
3. 歴史の趣が感じられるまちなみをまもる（歴史的景観）	20
4. 心地よさが感じられる沿道景観をつくる（沿道景観）	20
第5章 景観計画区域の設定	21
1. 景観計画区域の設定	21
2. 景観計画区域の区分	21
3. 景観形成地区	23
第6章 良好な景観形成の方針	25
1. みどり・田園景観区域	25
2. まちなみ景観区域	27
3. 景観形成地区	29

第7章 行為の制限に関する事項	34
1. 届出対象行為	34
2. 景観形成基準	37
第8章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針	60
1. 景観重要建造物の指定の方針	60
2. 景観重要樹木の指定の方針	60
第9章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	61
1. 屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方	61
2. 屋外広告物の表示等に関する行為の制限の方針	62
第10章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の許可の基準	63
1. 景観重要公共施設の基本的事項	63
2. 景観重要公共施設の指定	64
3. 景観重要公共施設の整備に関する事項	64
4. 景観重要公共施設の占用等の許可の基準	65
第11章 誇れる景観づくりの実現に向けて	66
1. 誇れる景観づくりの意義	66
2. 市民・事業者・行政の意識を高める	66
3. 各地区での実践を促進する	67
4. 効果的な景観誘導のための仕組みをつくる	70
5. 良好な景観形成のための行動規範	71
参考付図（景観区域・景観形成地区の詳細図）	72
1. 景観区域	72
2. 景観形成地区	74

第1章 はじめに

1. 計画の目的

北摂の山並み、棚田、安威川等の自然、城下町や宿場町として栄えた歴史、そして恵まれた交通の便や豊かな緑を活かし広がってきた住宅地や商工業用地。茨木市は、北摂地域の中でも、こうした自然や歴史、市街地の中に見られる風景の多様さが際立っており、それぞれの資源が織り成す調和が、茨木らしい風景として人々の心に刻まれています。

今日、茨木市内の各地でこうした風景が見られるのは、私達の先人が、大切なものを守るため、それぞれの立場から取組んできた結果であるといえます。

景観という言葉には、風景をどのように「観」るのか、という意味が込められています。つまり、各地の風景を私達がどのように捉え、守り、育てていくのかが問われており、そのための人々の活動そのものが、次代の新たな風景として継承されていきます。

茨木市としては、山林や田園等の自然とそこで暮らす人々の豊かな営みや、まちなかに住む人々の住環境等を守るため、早くから都市計画制度を活用し、計画的な開発を誘導してきました。また、平成元年に『茨木市都市景観整備基本要綱』、平成2年に『茨木市都市景観整備基本計画』を策定し、茨木市の景観面での特徴を捉え、それを市民・事業者とともに守り、育てていくための取組みを進めてきました。

景観を良くしていくことは、まちを良くし、そこで生活する人々の心を豊かにしていくことに他なりません。全国に目を向けると、急速に変化する社会潮流の中にあって、自然やまちの持つ魅力を維持していくことの難しさに直面している地域や、日々の生活・活動の中で、それまで有していた魅力を一変させてしまったような地域も少なくありません。

各地域の個性ある景観を守り、育てていくための仕組みが、平成16年に制定された景観法により、我が国において初めて法制度化されました。その「基本理念」には、良好な景観が国民共通の資産であることが示されるとともに、市民、事業者、国、地方公共団体それぞれが良好な景観形成に向けて取組むべきことが「責務」として定められています。

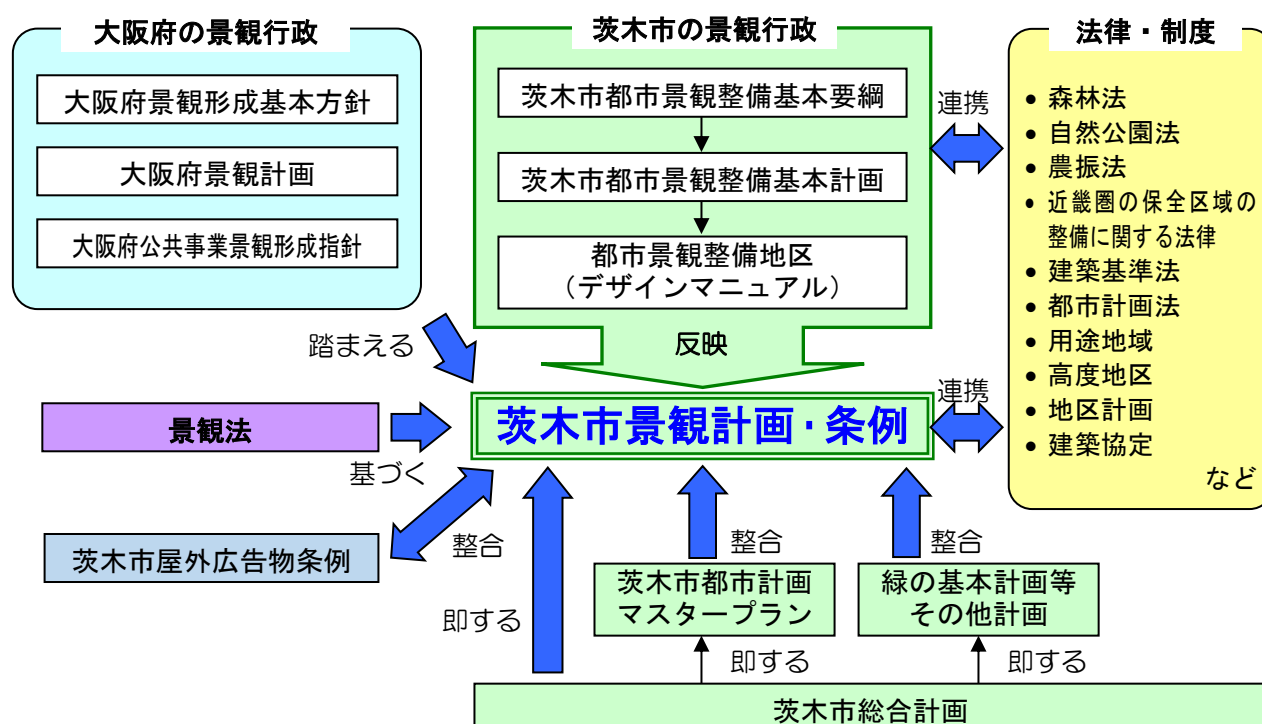
このような経緯の中で、茨木市では、景観法を活用した今後の景観行政の全体像を一つの計画書として示すことを目的に、景観計画を策定しました。本計画は、市民、事業者、行政それぞれが、将来の景観のあり方を考え、共有し、住み続けたいまちを未来へ継承していくための指針となるものです。

市内での景観形成に際しては、表面的な見た目の良し悪しだけを考えるのではなく、先人達が大切にしてきた周りへの気づかいや美意識を再認識しながら、「景観」をテーマに、今を生きる私達のライフスタイルや事業活動、公共事業等のあり方を見つめ直し、まちづくり、人づくりを進めていきたいと考えています。

2. 計画の位置づけ

景観計画は、これまでの茨木市の景観行政を重視し、その理念等を踏襲するとともに、大阪府の景観行政、さらには関連計画との整合に留意して策定しています。また、関連法令・制度との連携により、茨木市の良好な景観形成を誘導していくための方針も示しています。

なお、これまでの景観行政の取組みであった「茨木市都市景観整備基本計画」「都市景観整備地区デザインマニュアル（以下、「デザインマニュアル」という。）」の内容は景観計画に反映し、「茨木市都市景観整備基本要綱」の内容は景観条例に反映させることとします。

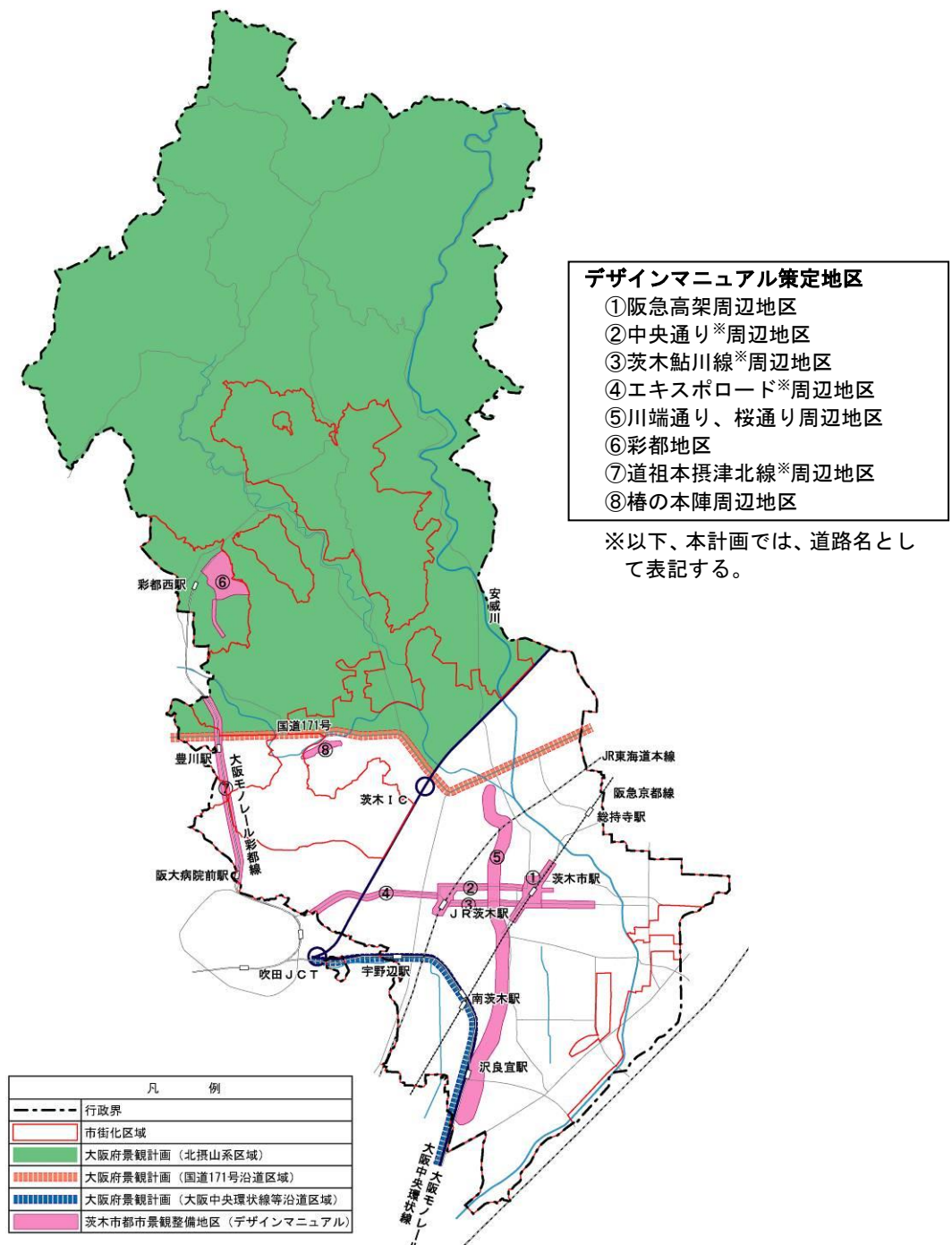


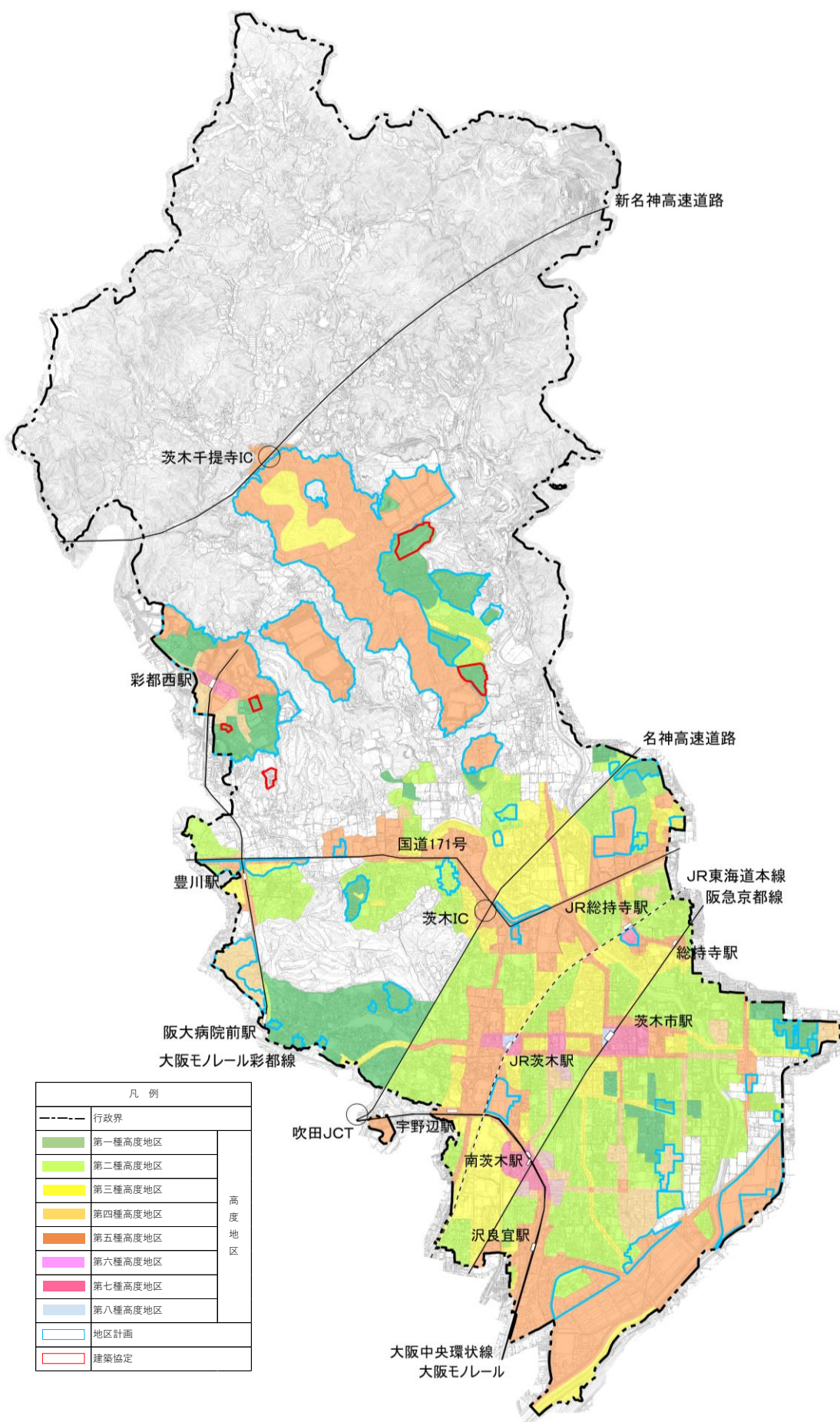
3. 茨木市のこれまでの景観形成の取組み

茨木市では、平成2年に策定した「茨木市都市景観整備基本計画」に基づき、市内8地区で「デザインマニュアル」を策定し、建築物等の誘導を行うことで、良好な景観形成を進めてきました。

また、地域特性に合わせ土地の区画の大きさや建築物の高さ等のきめ細かな制限を定める地区計画や建築協定の活用にも努めるとともに、市街地の特性に応じて建築物の高さを抑制する高度地区を市街化区域に指定するなど、積極的に景観誘導に努めてきました。

さらに、「大阪府景観計画」では、国道171号の沿道、大阪中央環状線の沿道及び北摂山系が景観計画区域として位置づけられ、今後、西国街道も位置づけられる予定となっています。





高度地区、地区計画、建築協定指定状況図

第2章 茨木市の景観特性

1. 茨木市の景観特性の分類

(1) 茨木市の地勢

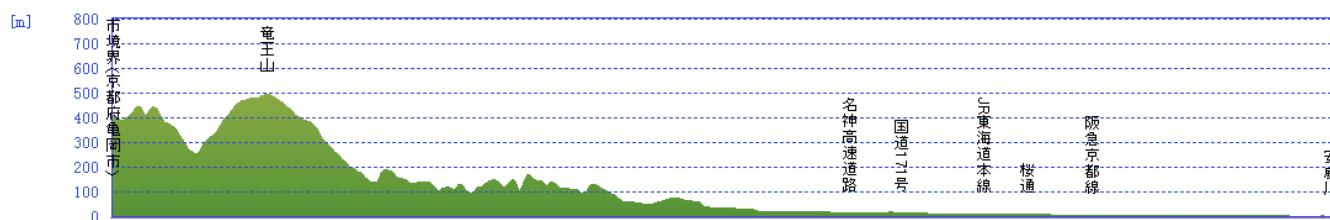
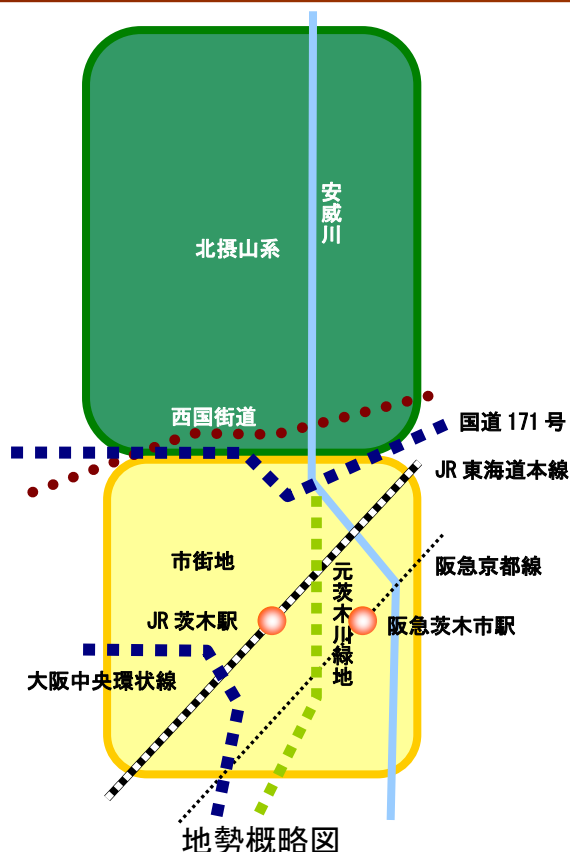
茨木市は、南北に長く、北部は北摂山系、南部には大阪平野の一部をなす三島平野が広がっています。その起伏の中を南北に安威川が流れています。

北部の北摂山系では、竜王山をはじめとした山林の中に棚田と農村集落が見られます。また、丘陵地では彩都やサニータウン等計画的に整備された良好な住宅地が形成されています。

南部の平野部には、旧農村集落を起源とする住宅地や、土地区画整理事業等により計画的に整備された住宅地が広がっており、その中を JR 東海道本線や阪急京都線等の鉄道、国道 171 号や大阪中央環状線等の広域幹線道路が通っています。それらの道路沿道では、北大阪流通センター等、交通利便性を活かした流通・業務地が形成され、産業流通都市としての顔も見ることができます。

JR 茨木駅や阪急茨木市駅周辺は、古くから茨木市の社会的、経済的中心となっていました。1970 年（昭和 45 年）の日本万国博覧会にあわせて、JR 茨木駅の橋上駅舎への建て替えや、両駅前のバスターミナルの整備、市街地改造ビルの建設、両駅間をつなぐ都市計画道路（以下、（都）と表記する。）茨木駅前線の整備等が行われ、茨木市の玄関口としてシンボリックな景観が形成されています。

また、元茨木川緑地は市街地の中心を南北に貫く緑地であり、桜の名所として、茨木市のシンボルとして、多くの人に親しまれています。



茨木市の地形断面図

(2) 茨木市の歴史

茨木市は、日本でも有数の古墳群地帯で、古墳時代の初期から末期までの各時代の古墳が残っています。

古代より京都と西国を結ぶ重要路として西国街道の往来が盛んであり、また、江戸時代には参勤交代にも利用され、「椿の本陣」等の宿場町が賑わいをみせるなど、古くから交通の要衝として栄えてきました。

中世に築かれた茨木城周辺の町は、城下町として賑わった時期もあり、商工業者が集積していました。

江戸時代に入り、一国一城令により茨木城は廃城となりましたが、茨木村は、多くの酒造家が軒を連ね、在郷町として、近辺の村々の社会的、経済的中心となっていました。

明治時代に入ると、鉄道が運行され、明治9年に現在のJR 茨木駅が、工部省により開設され、また、昭和3年には、現在の阪急茨木市駅である新京阪電鉄茨木町駅が開設されました。

戦後は、城下町の流れをくむ元町・本町付近に、商店が集積するとともに、豊かな自然環境や交通の利便性を背景に、住宅地、商業地、工業地が発展してきました。

このような、過去から現在に至る人々の営みが、今日における茨木市の景観形成の背景となっています。

(3) 茨木市の景観要素

前述のように茨木市は、「南部に広がる三島平野から、緑豊かな北摂山系、その間に広がる丘陵地等、変化に富んだ多様な地形に恵まれていること」、「歴史的な流れの中で、地域それぞれ特徴のある住宅地を形成していること」、「古くからの交通の要衝として、鉄道・道路等が発達してきたこと」で、商業地や沿道市街地が発展したほか、流通工業地域としての顔も有するなど、多様で多彩な景観特性を有しています。

このように多様な景観特性を持っていることが、茨木の特徴であり、茨木らしさであると考えます。

そこで、茨木市の景観特性を把握するため、茨木市の景観を以下の4つの要素によって分類します。

茨木市の景観要素

①自然景観

- 北摂山系の森林、棚田や集落、田園、河川 等

②市街地景観

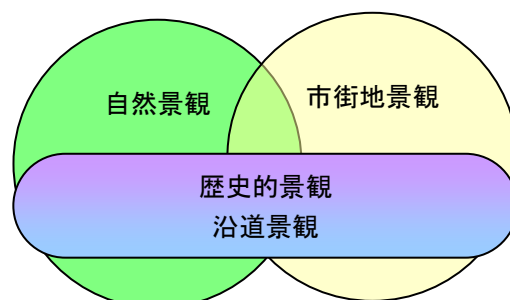
- 住宅地、商業地、工業地 等

③歴史的景観

- 西国街道、亀岡街道 等

④沿道景観

- 国道171号、大阪中央環状線等の広域幹線道路沿道



2. 景観要素別の特性と課題

(1) 自然景観

<特性>

- 北部の北摂山系は竜王山等の緑豊かな山林や公園があり、良好な山の緑が広がっています。
- 北摂山系は、彩都等の住宅地の背後を取り囲む良好な山林景観として保全されているほか、市街地からも尾根の連なりを仰ぎみることができ、市民にうるおいや安らぎを与えています。
- 北部では、山林の緑と一体となった美しい棚田や落ち着いた集落景観が見られるとともに、歴史的な遺産でもある権内水路等が残されており、現在も農業用水として利用されています。
- 穂積・郡山丘陵は、市街地に隣接したうるおい豊かな丘陵地となっています。
- 国道 171 号北側には、北摂山系を背景にした田園が広がっており、市域南部は、住宅地に近接して田園が残っています。
- 安威川、勝尾寺川等では、河川敷が整備されているところもあり、川の流れに沿って開放的な空間が広がっています。

<課題>

- 集落における人口減少、高齢化により、山林や農地の維持が課題となっており、担い手の育成が必要となっています。
- 農用地区域が指定されていない幹線道路沿道の農地については、今後、転用による沿道サービス施設等の土地利用の可能性があります。
- 田園景観の中に大きな屋外広告物や倉庫が見られるとともに、道路沿道については資材置場等が見うけられるところもあります。
- 大規模な土地の形質の変更等については、周辺の景観に配慮した整備が必要となっています。



竜王山



棚田の稲かけ(車作)



権内水路



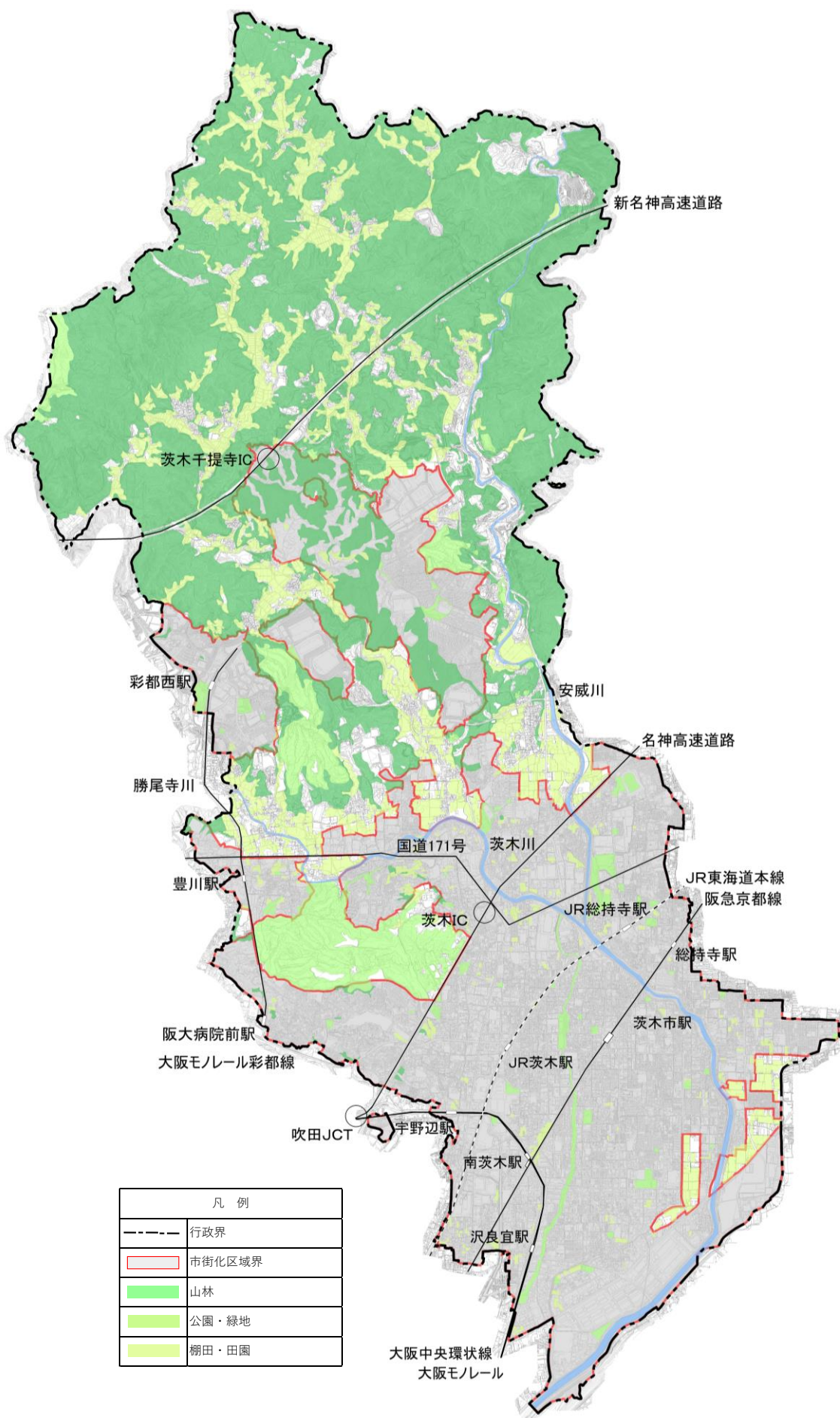
国道 171 号沿いの田園景観



安威川



茨木川からの眺望



凡 例	
-----	行政界
-----	市街化区域界
■	山林
■	公園・緑地
■	棚田・田園

自然環境に関する状況図

(2) 市街地景観

1) 住宅地

<特性>

- 良好な景観形成を進めるため、市街地の特性に応じた建築物の高さを抑制する高度地区を指定しています。
- サニータウンや春日丘地区、新大池地区等は、地域の特性に合わせ土地の区画の大きさや建築物の高さ、かき柵の構造等について、きめ細かな制限を定める地区計画や建築協定によって良好な戸建て住宅地が形成されています。
- 彩都、サニータウン等の丘陵地にある住宅地からは、南部平野部への眺望が開けています。
- 南茨木駅周辺等における高層住宅地では、歩道沿いや敷地内が緑化され、良好な景観が形成されています。
- 社寺等の歴史的資源が市内に点在しており、旧街道沿いには、スギ板塀やうだつのある歴史的なまちなみが残っています。
- 市内には、若園公園、西河原公園、耳原公園等、大規模な公園があり、多くの市民に利用されています。

<課題>

- 平野部に広がる旧農村集落から発展した住宅地は、新旧の住宅が混在しているところも見られます。
- 古くからの住宅地では、相続等により敷地の細分化が起きているところもあります。
- 低層住宅地に隣接して、高層マンションが建設されているところもあり、住環境への配慮が課題となっています。

<シンボリックな住宅地景観>

- 彩都は、道路沿道や住宅地、研究開発施設等が一体となり、周辺の自然環境と調和した、美しく個性的なまちなみを形成しています。また、歩道と沿道の宅地が一体となった「庭園街路景観」が形成されています。
- 元茨木川緑地は、市街地を南北に縦断し、都心部にうるおいを与える空間として市民に親しまれています。



サニータウン



春日丘地区



中高層のマンション



彩都



若園公園



元茨木川緑地

2) 商業地

<特性>

- 中心市街地の駅周辺では、商業施設とマンションの複合ビルが立地しており、阪急茨木市駅では、駅と一体化した商業施設が立地しています。
- 阪急本通商店街や茨木心斎橋商店街等、JR 茨木駅と阪急茨木市駅の間には古くから商店街が広がっています。
- 阪急茨木市駅西側から元茨木川緑地までの商業地には、今も数多くの町家が残っており、かつて在郷町として栄えた歴史を今に伝えています。

<課題>

- JR 茨木駅、阪急茨木市駅や市役所、茨木市文化・子育て複合施設「おにクル」等の公共施設と、これらをつなぐ中央通りや東西通りでは、行政サービス、商業・業務地が集積しており、引き続き、茨木市らしい良好な景観を形成していくことが求められています。
- 茨木市の玄関口である JR 茨木駅周辺や、阪急茨木市駅周辺では、建築物や屋外広告物の高さや色彩がさまざま、まとまりのない景観となっているところも見られます。
- 鉄道駅周辺には商業地が広がっていますが、店舗の間に共同住宅が建設されるなど、まちなみの連続性に欠けるところも見られます。

<シンボリックな商業地景観>

- 茨木市の玄関口である JR 茨木駅、阪急茨木市駅周辺は、人々が集う賑わいある景観が形成されています。
- 中央通りは、電線類の地中化や街路灯等の色彩の統一、街路樹の整備が進んでおり、良好な景観が形成されています。また、市役所周辺は、茨木市文化・子育て複合施設「おにクル」等の公共施設が集積したシビックゾーンが形成されています。



J R 茨木駅周辺



阪急茨木市駅周辺



中央通り



茨木心斎橋商店街



在郷町の町家

3) 工業地

<特性>

- 名神高速道路茨木インターチェンジ周辺や、国道 171 号の沿道、大阪中央環状線の沿道における工業・流通施設の集積地では、ゆとりのある敷地が確保され、まとまりのある景観が形成されています。
- 敷地内の緑化等により、うるおいが感じられる景観となっています。

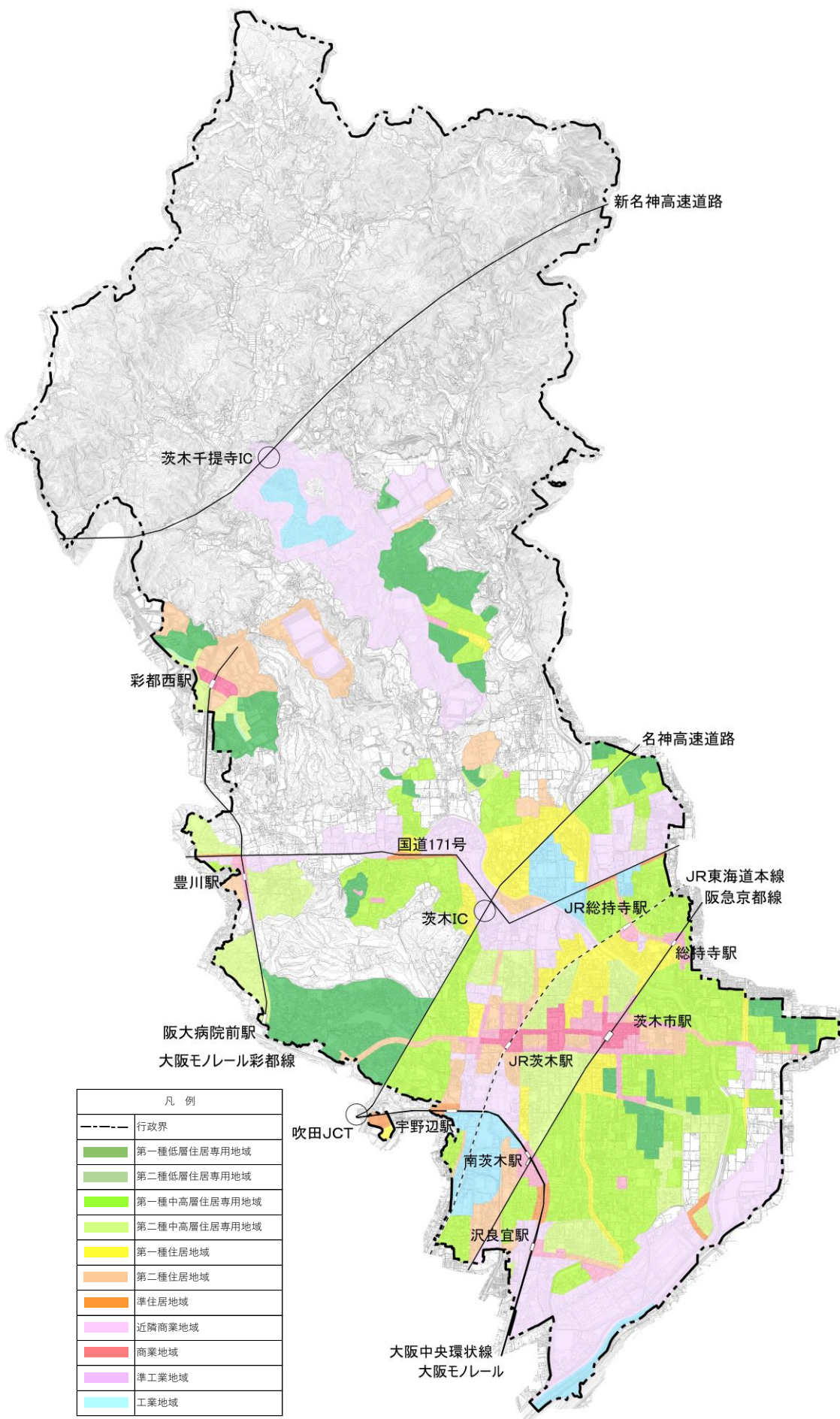


<課題>

- 工業系用途地域において、住宅等の他の用途が混在してきているところがあり、工場の操業環境への影響が懸念されます。
- 大規模工場等が移転した跡地の土地利用にあたっては、地域特性にあった新しい景観の形成が求められています。



工業・流通施設



用途地域図

(3) 歴史的景観

<特性>

- 西国街道では、街道としての趣のあるまちなみが残っており、道路の石畳化やカラー舗装によって、歴史的な景観と調和した整備を進めています。亀岡街道沿いには、スギ板塀等、街道としての趣のあるまちなみが残っています。
- 阪急茨木市駅西側から元茨木川緑地の間に残る町家は、かつて在郷町として栄えた歴史を今に伝えています。
- 社寺等の歴史的資源が市内に点在しており、その周辺地区には、歴史の趣が感じられるまちなみが見られます。また、JR のガード下には“丸また”と呼ばれるレンガ造りの構造物が見られ、特色ある景観を生み出しています。

<課題>

- 旧街道沿道では、歴史的なまちなみ景観が残っているところもありますが、伝統様式とは異なる、新しい形態・意匠の建築物に建替えられ、旧街道としてまとまりある景観が失われつつあります。

<シンボリックな歴史的景観>

- 椿の本陣周辺は、旧宿場町としての趣のあるたたずまいが残っており、歴史的景観と調和した整備を進めています。



椿の本陣(西国街道)



亀岡街道



スギ板塀が残るまちなみ



在郷町の町家



総持寺周辺のまちなみ



丸また

(4) 沿道景観

<特性>

- 国道 171 号からは、北摂山系や北摂山系を遠景とした田園景観等、良好な自然景観を望むことができます。
- けやき並木等の美しい街路樹が整備され、沿道の建築物とともに、うるおいと趣のある景観となっているところがあります。

<課題>

- 主要幹線道路の沿道では、周辺の環境に調和しない過剰な屋外広告物も見られます。
- 中心市街地等の幹線道路沿道では、歩行者が楽しめる沿道景観を形成していくことが必要となっています。

<シンボリックな沿道景観>

- エクスポロード、府道茨木摂津線（（都）道祖本摂津北線）では、街路樹が整備され、沿道の建築物とともに美しい景観が創出されています。



国道 171 号からの北摂山系への眺め



エクスポロード

第3章 茨木市のめざすべき景観像

1. まちづくりの基本理念

茨木市都市計画マスタープラン（平成 19 年 6 月策定）では、『「人持ち」でつながる「人カタウン」茨木』をまちづくりの基本理念としています。この都市計画マスタープランは、茨木の良いところを市民と共有しながら、たくさんの方々の参画を得て策定したものです。その中には、将来の土地利用や都市施設の方針、景観形成に関する方針も示されていることから、景観計画における景観まちづくりの基本理念は、以下の通りとします。

まちづくりの基本理念（茨木市都市計画マスタープランより）

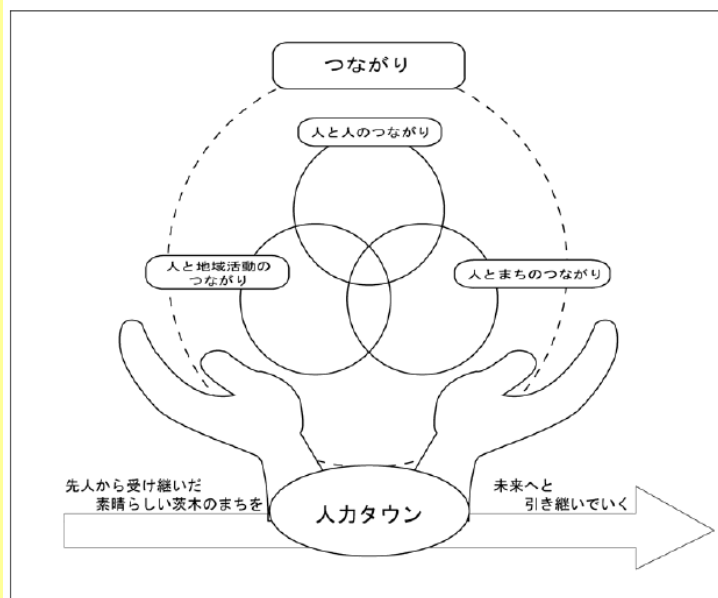
「人持ち」でつながる「人カタウン」茨木

茨木のまちづくりでは、「人と人」「人と地域活動」「人とまち」など、人やまちに関する「つながり」をつくることを大切に考えます。

そのために、基本となる市民一人一人の力を高め、知恵を集め、「人の力」を最大限に発揮できるようなまち（人カタウン）を目指します。

そして、今私たちが住む茨木のまちや資源は、未来の茨木市民から借りているものであると考えて、先人から受け継いだ素晴らしい茨木のまちを未来へと引き継いでいきます。

基本理念の概念図



『人カタウン』とは？

「自分たちで出来ることは自分たちです」という人の力を最大限に発揮できるような環境のあるまち

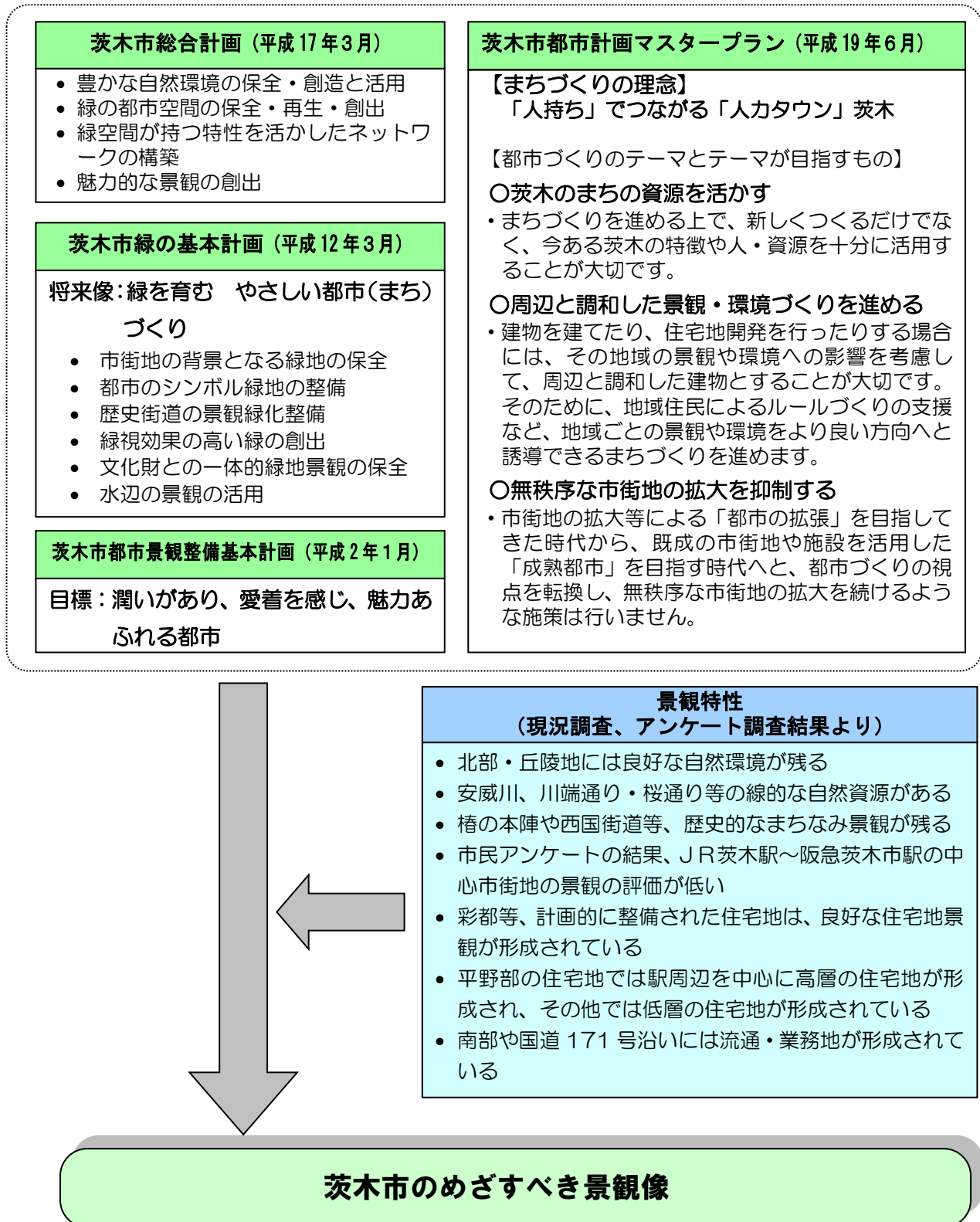
- ◆人らしく暮らす
- ◆本来の力を大切に暮らす
- ◆みんなの知恵を活かして暮らす

【未来へと引き継ぐ大切さ】

今ある茨木は先人が創り、育ててきた大切な宝物であると同時に、まだ見ぬ未来の茨木で暮らす人たちの宝物を借りているとも考えられます。私たちは、そんな今を大切にし、さらに良くして未来へ引き継いでいきます。

2. めざすべき景観像の考え方

茨木市のめざすべき景観像は、まちづくりの基本理念、関連計画、及び、現況調査やアンケート調査から得られた景観特性を踏まえて設定します。



3. めざすべき景観像

茨木市は、前述の通り、自然景観、市街地景観、歴史的景観、沿道景観といった多様な景観特性を有しており、それぞれの景観特性が茨木市らしさを形成しています。

例えば、北部の北摂山系の豊かな自然景観や西国街道等の歴史的景観は市民に親しまれ、未来へ引き継いでいきたい資源となっています。また、元茨木川緑地等のうるおいが感じられる景観は、茨木市を象徴するシンボリックな景観として市民に親しまれ、今後も活かしていくべき資源です。

しかし、JR 茨木駅や阪急茨木市駅周辺地域の景観は、市民アンケートによれば市の玄関口としての魅力に乏しいとの評価があり、賑わいや活気を有しながらも、市民の誇りとなる魅力あふれる景観づくりが求められています。

そこで、景観計画では、これまで茨木市や大阪府で取組んできた景観施策を踏まえるとともに、豊かな自然と歴史の中で築き上げられてきた今日の景観を、さらにうるおいや魅力あるものへと高め、先人や隣人に対する心づかいの気持ちを持って、未来に引き継いでいくことを目標に、めざすべき景観像を以下のように定めます。

めざすべき景観像

北摂の自然と歴史に育まれ うるおいと心づかいの感じられるまち いばらき

第4章 茨木市の景観形成の目標

茨木市の景観形成の目標を以下のように定めます。

1. 自然が身近に感じられる景観をつくる（自然景観）

①山並み景観

- 北摂山系では、山並みの緑を守ります。
- 平野部（市街地）からの山並みの眺望を守ります。



②田園景観

- 山間部に点在する棚田等の田園景観を守ります。
- 国道 171 号北側や、市域南部に広がる田園景観を市街地に近接する自然豊かな空間として守ります。



③道路景観

- 田園景観や集落の中を通る道路沿道の建築物や屋外広告物については、周辺の自然や田園等との調和をめざします。



④水辺景観

- 安威川等の水辺では、水面と河川敷が織り成す自然景観を守るとともに、人々が水辺に親しむ空間づくりをめざします。



2. うるおいと周りへの配慮が感じられる市街地景観をつくる（市街地景観）

①住宅地景観

- 住宅地では、住宅敷地内の緑や、公園・緑地の緑が確保され、中高層住宅は周辺の住宅環境に配慮が行われるなど、地域毎に調和と落ち着きが感じられる景観をめざします。
- 元茨木川緑地のようなまとまりのある緑地では、市民にうるおいと憩いの場を提供する緑を守り、周辺の住宅地とともに、季節感のある景観をめざします。
- 彩都地区では、周辺の自然環境と調和し、個性的で、うるおいや安らぎが感じられる景観をめざします。



②商業地景観

- 商業地では、商店街等のまとまり毎に、個性と連続性が感じられるまちなみをめざします。また、商業地内に点在する町家は、在郷町としての歴史を今に伝える資源として保全され、周辺の建築物等とともに歴史の趣が感じられる景観をめざします。
- JR 茨木駅、阪急茨木市駅周辺地区では、茨木市の玄関口そして中心市街地にふさわしいシンボル景観として、本市の景観形成を先導する景観をめざします。



③工業地景観

- 工業地では、工場等の敷地内に緑が配置され、うるおいの感じられる環境を守ります。
- 工業地に住宅等が立地する場合には、無秩序な意匠・形態の建築物の立地が抑制され、敷地内には緑化が施されるなど、工業地全体として落ち着きのある景観を守ります。



④眺望景観

- 建築物等の建設に際しては、平野部（市街地）から北摂山系への眺望、丘陵地から平野部（市街地）への眺望を守ります。



3. 歴史の趣が感じられるまちなみをまもる（歴史的景観）

①歴史景観

- 西国街道や亀岡街道等の歴史街道では、古い建築物と建て替えられた建築物とが調和し、歴史が感じられるまちなみが連続する景観をめざします。
- 椿の本陣周辺等、歴史の趣が残る地区では、その地区の景観の有する魅力や価値を、暮らす人や訪れる人が共有し、守り育てます。



4. 心地よさが感じられる沿道景観をつくる（沿道景観）

①沿道景観

- 商業・サービス施設等による沿道利用の進む道路は、街路樹が美しく、屋外広告物等は秩序が保たれ、心地よさ、楽しさが感じられる景観の創出をめざします。



②眺望景観

- 幹線道路沿道の各所から見える、北摂山系の山並みや北摂山系を遠景とした田園景観等、自然景観への眺望を守ります。



第5章 景観計画区域の設定

1. 景観計画区域の設定

良好な景観形成は市全域を対象として行うことが望ましく、茨木市景観計画の景観計画区域は、行政区域全域（7,649ha）とします。

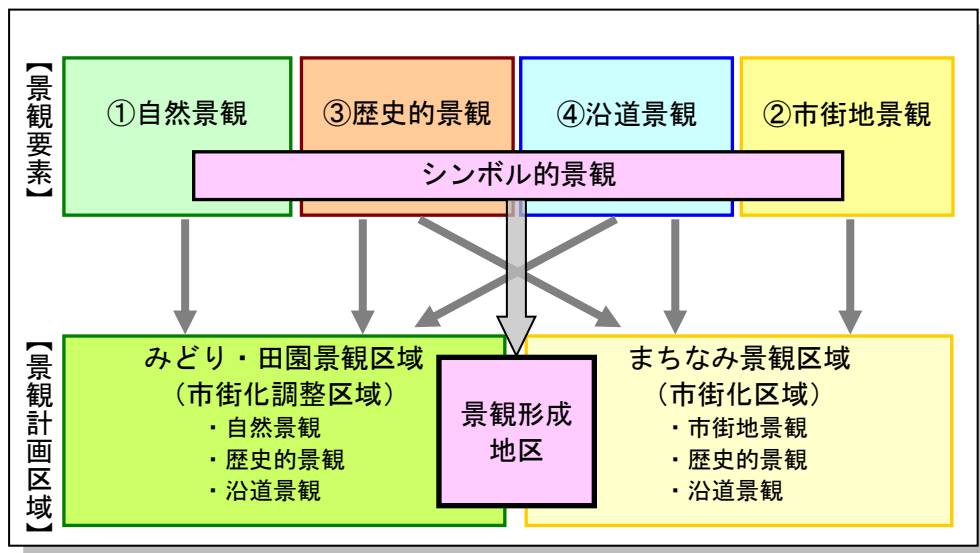
2. 景観計画区域の区分

茨木市では、景観形成の目標で示したように、「自然景観」「市街地景観」「歴史的景観」「沿道景観」の4つの景観要素がありますが、大きく区分すると、市街化を抑制する「市街化調整区域」と、市街化を促進していく「市街化区域」で特性が異なります。

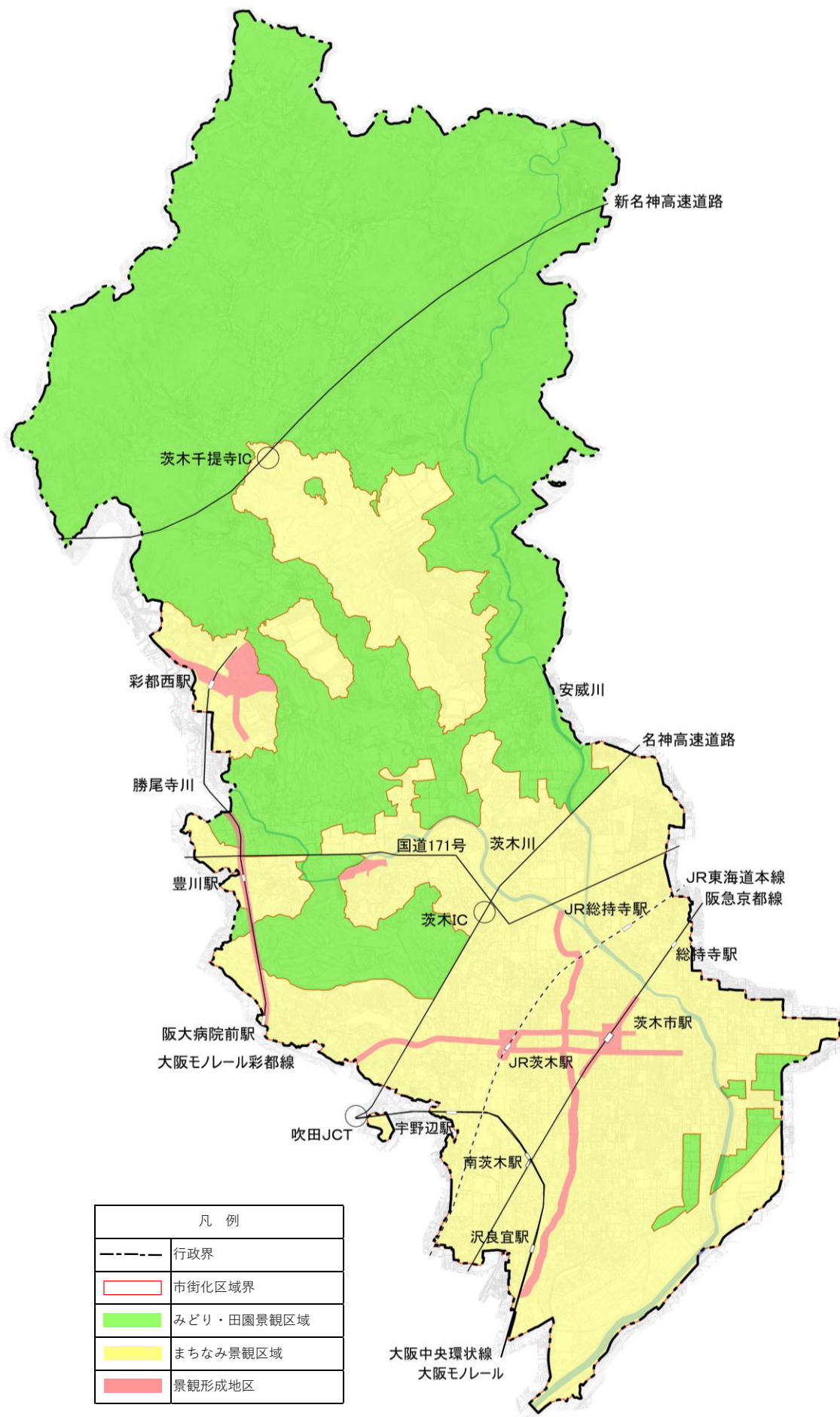
また、「歴史的景観」「沿道景観」は、「市街化区域」「市街化調整区域」のどちらにも属しています。

したがって、景観計画区域は、市街化を抑制する市街化調整区域の範囲を「みどり・田園景観区域」、市街化を促進する市街化区域の範囲を「まちなみ景観区域」に設定し、「歴史的景観」「沿道景観」は、その両方に含めることとします。

さらに、各景観特性の中で、茨木市のシンボルと言える景観であり、市として景観形成上重要と考える地区、及び地元発意によって積極的に景観形成を進めようとしている地区を「景観形成地区」に指定します。



景観要素と景観計画区域、景観形成地区との関係



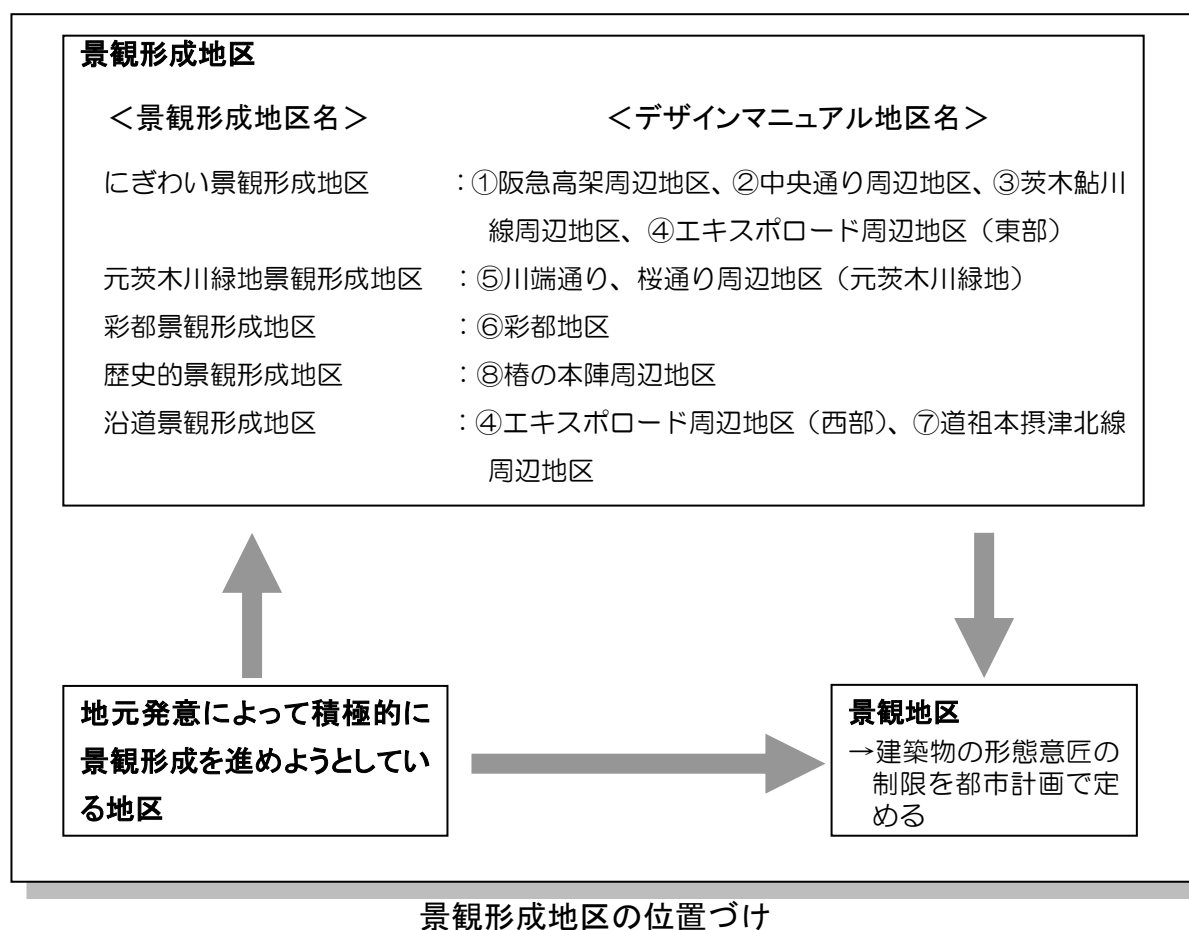
景観計画区域、景観形成地区設定図

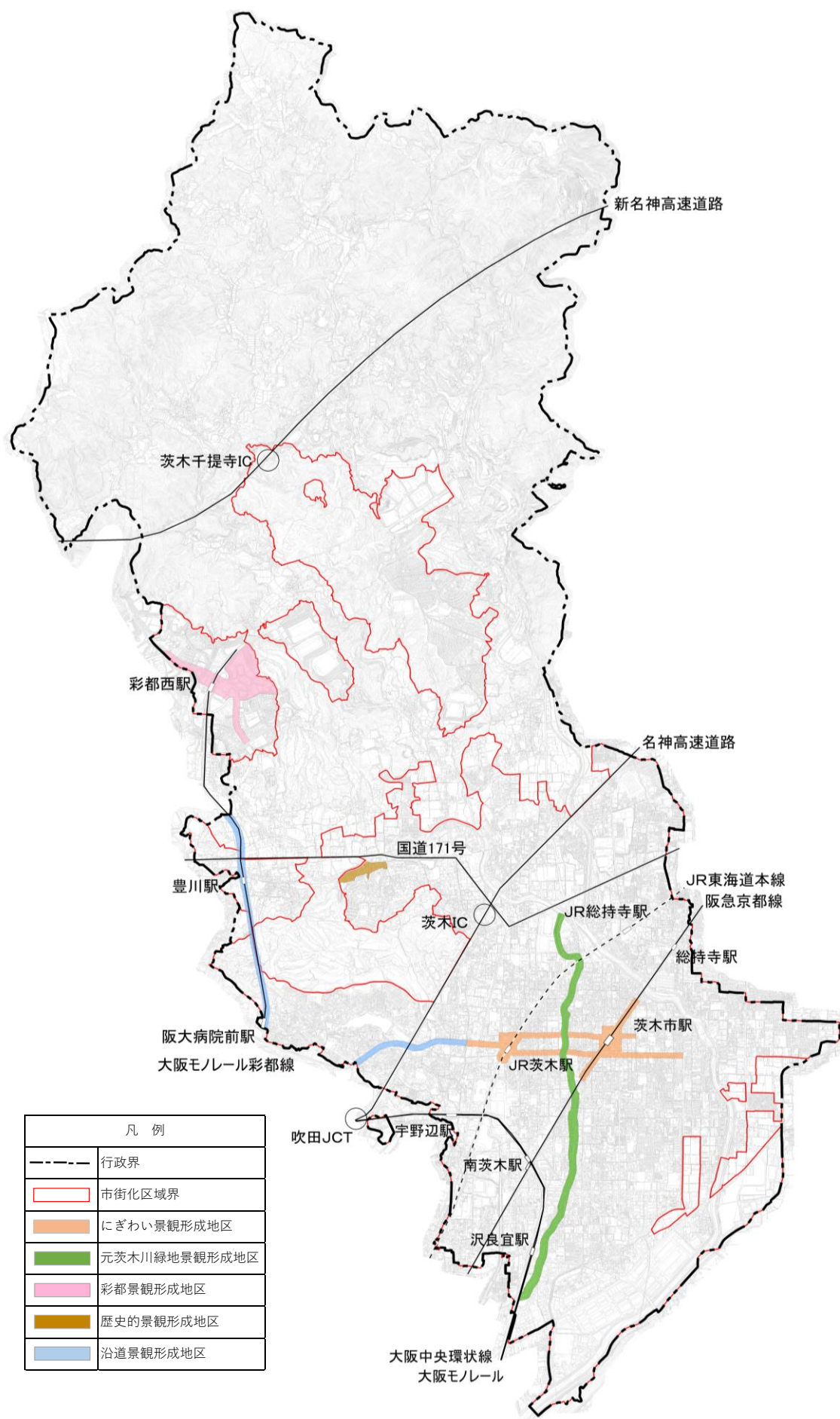
3. 景観形成地区

景観形成地区は、市として地区住民や民間事業者等との対話に基づき、良好な景観形成を誘導していくべき地区であり、将来的に住民の意識が高まり、合意が得られた地区については、都市計画で「景観地区」の指定をめざすものとします。

本景観計画策定時においては、これまで市として重要な景観であると考えてきたデザインマニュアル策定 8 地区を、景観特性に応じて 5 つの地区に区分し、景観形成地区に指定します。なお、今後も市として景観形成上重要と考える地区、及び地元発意によって積極的に景観形成を進めようとしている地区が出てきた場合は、「景観形成地区」に随時指定し、地域特性に応じた景観形成基準を設定します。

各都市景観整備地区のデザインマニュアルは、これまでの運用状況を踏まえて、各景観形成地区の景観形成基準に反映します。





景観形成地区位置図

第6章 良好な景観形成の方針

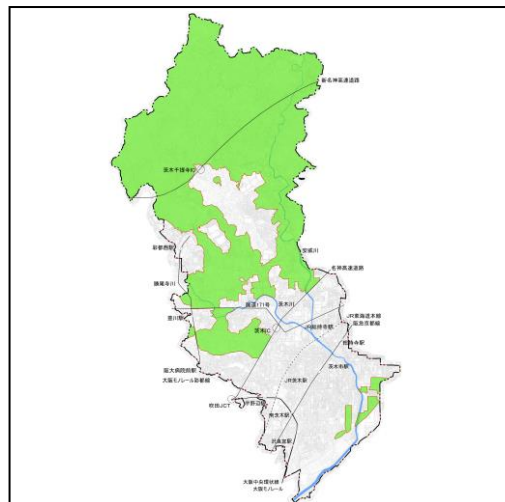
第4章の茨木市の景観形成の目標を踏まえ、「みどり・田園景観区域」「まちなみ景観区域」「景観形成地区」について、良好な景観形成の方針を以下のように設定します。

なお、方針については、景観法で対応するものと、関連する法や施策等で対応するものとに分けて示しています。

1. みどり・田園景観区域

(1) 景観形成の方針

みどり・田園景観区域では、以下の方針に基づいて、良好な景観を誘導します。



みどり・田園景観区域

<景観形成の方針>

【景観形成の方針】

【誘導の主な対象】

眺望を守る



- 市街地から北摂山系への眺望景観を守ります。

配置 規模 高さ

周辺の自然環境への影響を軽減させる



- 山林や田園景観の中で行われる開発行為等では、周辺の自然環境への影響を軽減させるため、緑の減少を抑制します。
- 幹線道路沿道に立地するサービス施設等の建築物等では、周辺の自然環境への影響を軽減させます。

開発行為

土地の形質の変更

配置 規模 高さ

形態 意匠

緑化 外構

緑の量を確保する



- 開発等により緑の量が減らないようにするため、緑化等を促進します。

緑化 外構

落ち着いた景観を保全する



- 棚田や田園集落では、落ち着いた感じられる良好な景観を保全するため、周辺と調和した景観を誘導します。

形態 意匠

(2) 関連の方針

- 自然環境を保全するため、都市計画法（市街化調整区域）、農業振興地域の整備に関する法律、自然公園法、森林法等を活用します。
- 北摂山系の良好な景観を保全するため、集落における営農環境の維持に努めます。
- 彩都等の住宅地の背後に位置する山林や府内でも数少ない里山や棚田の保全に努めるため、森林等を守る活動を行うボランティア等を育成します。
- 耕作放棄地では、土地の有効利用や季節感のある景観を演出するため、コスモスやヒマワリ等の景観作物の栽培を促進します。

歴史を感じさせる



- 社寺と一体となり歴史的なまちなみの残る地区やかつての在郷町付近では、歴史が感じられる、統一感のある景観を誘導します。

配置 規模 高さ

形態 意匠

緑化 外構

- 西国街道、亀岡街道等では、旧街道の趣が感じられるまちなみを継承し、連続した景観を誘導します。

配置 規模 高さ

形態 意匠

緑化 外構

周辺と調和した景観を形成する



- 幹線道路沿道に立地する商業・業務、サービス施設等の建築物等では、周辺と調和した景観を誘導します。

配置 規模 高さ

形態 意匠

(2) 関連の方針

- 建築物の高さを制限するため、都市計画法（高度地区）を適正に運用します。
- 住環境を保全するため、低層住宅地では、地区計画や建築協定等の手法を活用します。
- 歴史的なまちなみの残る地区では、歴史性の感じられる、統一感のある景観を形成するため、地区住民との合意形成に努め、地区計画や建築協定等の手法を検討します。
- 大阪府自然環境保全条例に基づく緑地を確保します。
- 大規模工場跡地で開発等を行う場合には、良好な景観を形成するため、地区計画等の手法を検討します。
- 沿道緑化を進めるため、大阪高槻京都線（（都）十三高槻線）の沿道※¹、大阪中央環状線の沿道※²は「みどりの風促進区域」として、民間との協力により緑化に取り組みます。
- 良好な景観を形成するため、アドプト制度等を活用し、沿道の緑化・美化活動を促進します。

※1 大阪高槻京都線（（都）十三高槻線）の沿道における「みどりの風促進区域」は、大阪中央環状線から安威川までの間。

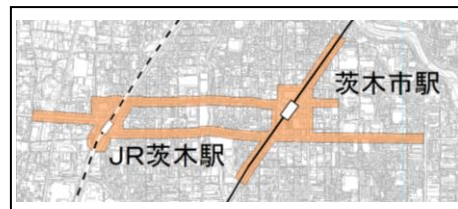
※2 大阪中央環状線の沿道における「みどりの風促進区域」は、大阪中央環状線全線。

3. 景観形成地区

5つの景観形成地区ごとに景観形成の方針及び関連の方針を以下のように定めます。

(1) にぎわい景観形成地区

にぎわい景観形成地区では、以下の方針に基づいて、良好な景観を誘導します。



にぎわい景観形成地区

<景観形成の方針>

中心市街地にふさわしい景観を形成する



【景観形成の方針】

- 茨木市の玄関口、中心市街地にふさわしい市街地景観を誘導します。
- 歩きたくなる空間を形成するため、歩行者等に配慮した、低層部の開放性や夜間景観の演出、まちなみの連続性等を誘導します。

【誘導の主な対象】

配置 規模 高さ
形態 意匠

形態 意匠

照明

緑化 外構

ゆとり・うるおいを感じさせる



- 居心地が良く滞在でき、ゆとりの感じられるまちなみを形成するため、建築物等の前面にオープンスペースを確保します。
- うるおいある景観を形成するため、壁面緑化や街路樹等による沿道緑化等を促進します。

配置 規模 高さ
形態 意匠

緑化 外構

周辺と調和した景観を形成する

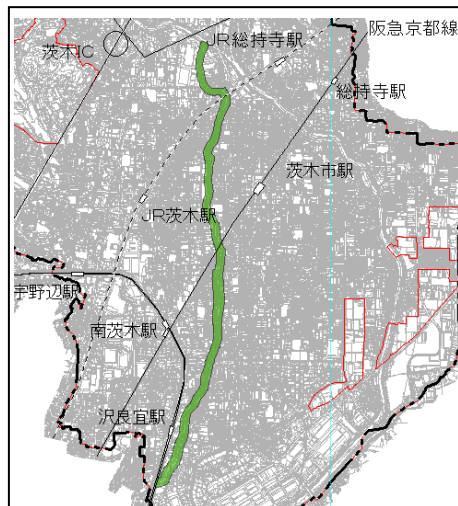


- 商業・業務、サービス施設等の建築物等では、周辺と調和した景観を誘導します。

配置 規模 高さ
形態 意匠

（２）元茨木川緑地景観形成地区

元茨木川緑地景観形成地区では、以下の方針に基づいて、良好な景観を誘導します。



元茨木川緑地景観形成地区

＜景観形成の方針＞

【景観形成の方針】

【誘導の主な対象】

季節感ある環境を保全する



- 建築物等は、市民の憩いの場にふさわしい、緑豊かで、季節感あふれる環境を保全するため、緑地の緑と調和した景観を誘導します。

配置 規模 高さ

形態 意匠

緑化 外構

ゆとり・うるおいを感じさせる



- ゆとりの感じられるまちなみを形成するため、建築物等の前面や緑地側にオープンスペースを確保するとともに、花や緑による演出等を促進します。
- うるおいある景観を形成するため、敷際での緑化や街路樹等による沿道緑化等を促進します。

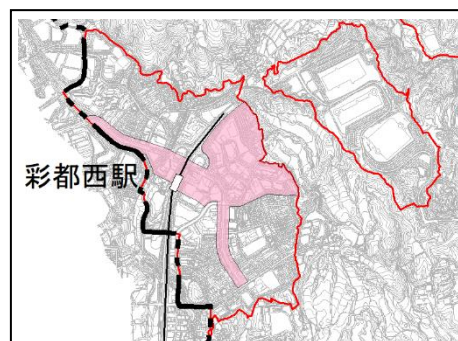
配置 規模 高さ

形態 意匠

緑化 外構

(3) 彩都景観形成地区

彩都景観形成地区では、以下の方針に基づいて、良好な景観を誘導します。



彩都景観形成地区

<景観形成の方針>

【景観形成の方針】

【誘導の主な対象】

眺望を守る



- 周辺の山並みや南部市街地への眺望を守ります。

配置 規模 高さ

賑わいと緑空間を創出する



- あさぎ大通り、やまぶき大通りや西センター地区では、彩都の中心部にふさわしい賑わいと身近な緑空間を創出するため、建築物等の前面にオープンスペースを確保します。

配置 規模 高さ

形態 意匠

緑化 外構

落ち着きある景観を形成する



- ライフサイエンスパークでは、背後の山並み景観と調和した緑に溶け込んだ落ち着きのある研究施設群を形成します。

配置 規模 高さ

形態 意匠

緑化 外構

ゆとり・うるおいを感じさせる

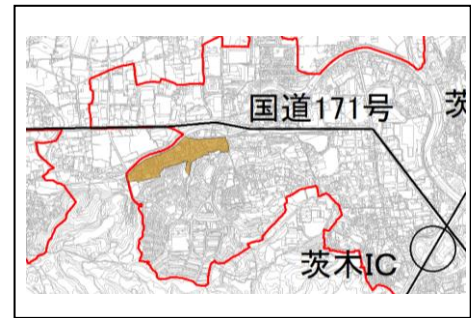


- うるおいある景観を形成するため、敷際の緑化や街路樹等による沿道緑化等を促進します。

緑化 外構

(4) 歴史的景観形成地区

歴史的景観形成地区では、以下の方針に基づいて、良好な景観を誘導します。



歴史的景観形成地区

<景観形成の方針>

歴史を感じさせる



【景観形成の方針】

- 旧街道の歴史が感じられるまちなみを継承していくため、建築物等について、歴史的なまちなみと調和する景観を誘導します。

【誘導の主な対象】

配置 規模 高さ
形態 意匠
緑化 外構

ゆとり・うるおいを感じさせる

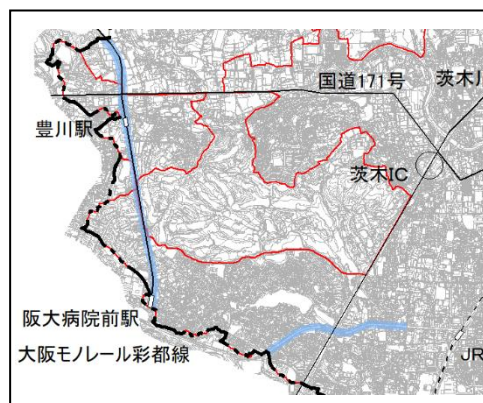


- 「椿」をはじめとした緑が映えるうるおいのある美しいまちを形成するため、道路から見える敷地内の緑の連続性を確保します。

緑化 外構

(5) 沿道景観形成地区

沿道景観形成地区では、以下の方針に基づいて、良好な景観を誘導します。



沿道景観形成地区

<景観形成の方針>

眺望を守る



- (都)道祖本摂津北線では、北摂山系への眺望を守ります。

【誘導の主な対象】

配置 規模 高さ

魅力ある沿道景観を形成する



- (都)道祖本摂津北線では、彩都に至る道路として魅力ある沿道景観を誘導します。
- エキスポロードでは、万博公園に至る道路として曲線を活かした魅力ある沿道景観を誘導します。

配置 規模 高さ

形態 意匠

配置 規模 高さ

形態 意匠

周辺と調和した景観を形成する



- 商業・業務、サービス施設等の建築物等については、周辺と調和した景観を誘導します。

配置 規模 高さ

形態 意匠

緑化 外構

ゆとり・うるおいを感じさせる



- 敷地では、ゆとりの感じられる緑豊かな沿道景観を形成するため、建築物等の前面にオープンスペースを確保します。
- 快適な歩道空間や連続する緑を創出します。

配置 規模 高さ

形態 意匠

緑化 外構

第7章 行為の制限に関する事項

「みどり・田園景観区域」「まちなみ景観区域」「景観形成地区」について、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項として、届出対象行為、景観形成基準を以下のように設定します。

1. 届出対象行為

茨木市景観計画区域において、良好な景観の形成に大きな影響を与えることが想定される建築物、工作物、開発行為等について、景観法第16条第1項に基づく届出対象行為を以下のとおり設定します。

(1) みどり・田園景観区域

対象物及び規模と届出対象行為

	届出対象行為	対象物	規模	備考
景観法第16条第1項第1号に掲げる行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。	建築物	階数が3以上又は建築面積300㎡以上のもの。	建築基準法第2条第1号に規定する建築物。
景観法第16条第1項第2号に掲げる行為	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。	工作物	地盤面からの高さが10m以上又は築造面積300㎡以上のもの。	建築基準法施行令第138条に規定する工作物。（広告塔は除く）
景観法第16条第1項第3号に掲げる行為	開発行為	土地	行為地の面積500㎡以上	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為。
景観法第16条第1項第4号により、景観計画に従い茨木市景観条例で定めるもの	土地の形質の変更	土地	行為地の面積1,000㎡以上	
	物件の堆積	その他	行為地の面積1,000㎡以上	

(2) まちなみ景観区域

対象物及び規模と届出対象行為

	届出対象行為	対象物	規模	備考
景観法第16条第1項第1号に掲げる行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。	建築物	- 階数が4以上又は高さが10m以上もしくは建築面積1,000㎡以上のもの。 - 増築にあたっては、既存建築物の延面積との合計が1,000㎡以上のもの。	建築基準法第2条第1号に規定する建築物。
景観法第16条第1項第2号に掲げる行為	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。	工作物	地盤面からの高さが10m以上又は築造面積1,000㎡以上のもの。	建築基準法施行令第138条に規定する工作物。（広告塔は除く）
景観法第16条第1項第3号に掲げる行為	開発行為	土地	土地の区画面積1,000㎡以上	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為。
景観法第16条第1項第4号により、景観計画に従い茨木市景観条例で定めるもの	土地の形質の変更	土地	行為地の面積1,000㎡以上	
	物件の堆積	その他	行為地の面積1,000㎡以上	

(3) 景観形成地区

対象物及び規模と届出対象行為

	届出対象行為	対象物	規模	備考
景観法第16条第1項第1号に掲げる行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。	建築物	すべて	建築基準法第2条第1号に規定する建築物。
景観法第16条第1項第2号に掲げる行為	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。	工作物		建築基準法施行令第138条に規定する工作物。（広告塔は除く）
景観法第16条第1項第3号に掲げる行為	開発行為	土地		都市計画法第4条第12項に規定する開発行為。
景観法第16条第1項第4号により、景観計画に従い茨木市景観条例で定めるもの	土地の形質の変更	土地		
	物件の堆積	その他		

2. 景観形成基準

「みどり・田園景観区域」「まちなみ景観区域」「景観形成地区」について、建築物、工作物、開発行為等の景観形成基準を以下のとおり設定します。

(1) みどり・田園景観区域

行為	事項	みどり・田園景観区域
1 建築物の新築又は移転等	1) 配置、規模、高さ	- 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 - 道路の境界線からできる限り後退した配置とする。 - 市街地から北摂山系への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。
	2) 形態、意匠	(1)建築物本体 - 良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 (2)付帯施設 - 外部に設ける建築設備*は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 - 屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。
	3) 色彩	- 自然になじんだ色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準(図1)に適合させ、周辺の景観と調和させる。 - 当該基準に適合しない色は原則使用しない。 - ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合(ソーラーパネルを含む。)は上記2項の限りでない。
	4) 素材	- 良好な周辺の景観と調和した素材を使用する。 - 反射光のある素材は使用しない。
	5) 照明	外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	- 行為地は樹木等によりできる限り緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 - 閉鎖的な塀、柵等で囲わず、できる限り開放的な形状とする。塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。
2 工作物の新設又は移転等	1) 配置、規模、高さ	- 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 - 道路の境界線からできる限り後退した配置とする。 - 市街地から北摂山系への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。
	2) 形態、意匠	良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。
	3) 色彩	- 自然になじんだ色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準(図1)に適合させ、周辺の景観と調和させる。 - 当該基準に適合しない色は原則使用しない。 - ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合(ソーラーパネルを含む。)は上記2項の限りでない。
	4) 素材	- 良好な周辺の景観と調和した素材を使用する。 - 反射光のある素材は使用しない。

行為	事項	みどり・田園景観区域
2 又は工 作物の 移転等 の新設	5) 照明	外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	- 行為地は樹木等によりできる限り緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 - 閉鎖的な塀、柵等で囲わず、できる限り開放的な形状とする。塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。
3 開発行為	方法	- できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮する。 - のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 - 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図1）に適合させ、周辺の景観と調和させる。
4 土地の形質の変更	方法	【共通】 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図1）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 (1) 土石の採取、鉱物の掘採 - 周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として、行為地周囲の緑化を行う。 - 採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を行う。 (2) 土地の開墾、その他の土地の形質の変更 - できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大な のり面又は擁壁が生じないようにする。 - のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 - 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 - 原則として、行為地周囲の緑化を行う。
5 物件の堆積	方法	- 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。 - 高さをできる限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行う。 - 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図1）に適合させ、周辺の景観と調和させる。

※建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。

(2) まちなみ景観区域

行為	事項	まちなみ景観区域
1 建築物の新築又は移転等	1) 配置、規模、高さ	- 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 - 道路の境界線からできる限り後退した配置とする。 - 国道171号や安威川等、北部への眺望が開けた市街地では、北摂山系への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。 - 丘陵地の住宅地では、北摂山系や周辺への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。
	2) 形態、意匠	(1)建築物本体 - 良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 - 中高層建築物等では、分節や外壁に変化を付けることで、圧迫感や単調さを軽減させる。 (2)付帯施設 - 屋上に設置する施設は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようにデザインとする。 - 外部に設ける建築設備は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 - 屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。
	3) 色彩	- 落ち着きの感じられる色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図2）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 - 当該基準に適合しない色は各立面の1/20以下とする。 - ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4) 素材	- 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 - 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	- 行為地は樹木等によりできる限り緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。
2 工作物の新設又は移転等	1) 配置、規模、高さ	- 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 - 道路の境界線からできる限り後退した配置とする。 - 国道171号や安威川等、北部への眺望が開けた市街地では、北摂山系への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。 - 丘陵地の住宅地では、北摂山系や周辺への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。
	2) 形態、意匠	- 良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 - 屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで、目立たないように配慮する。

行為	事項	まちなみ景観区域
2 工作物の新設又は移転等	3) 色彩	● 落ち着いた感じられる色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図2）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 ● 当該基準に適合しない色は各立面の1/20以下とする。 ● ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4) 素材	● 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 ● 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	● 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	● 行為地は樹木等によりできる限り緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 ● 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。
3 開発行為	方法	● できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮する。 ● のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 ● 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 ● 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図2）に適合させ、周辺の景観と調和させる。
4 土地の形質の変更	方法	● 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図2）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 ● できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大な のり面又は擁壁が生じないようにする。 ● のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 ● 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 ● 原則として、行為地周囲の緑化を行う。
5 物件の堆積	方法	● 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。 ● 高さをできる限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行う。 ● 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。 ● 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図2）に適合させ、周辺の景観と調和させる。

(3) 景観形成地区

5つの景観形成地区ごとに景観形成基準を以下のように定めます。

1) にぎわい景観形成地区

行為	事項	にぎわい景観形成地区
1 建築物の新築又は移転等	1) 配置、規模、高さ	- 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 - 駅周辺と主要道路（中央通り、東西通り、エキスポロードのにぎわい景観形成地区内）の沿道では、1階部分で道路境界より原則として1m以上の壁面後退を行い、オープンスペースを確保する。
	2) 形態、意匠	(1)建築物本体 - 良好な周辺の景観と調和し、窓の庇、窓枠のラインをそろえる等、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 - 中高層建築物等では、分節や外壁に変化を付けることで、圧迫感や単調さを軽減させる。 - 商業施設の低層部は、通りに面して、十分な開口部を確保し、ショーウィンドーの設置や透過性の高いシャッターを設けるなどまちの賑わいに配慮する。 (2)付帯施設 - 屋上に設置する施設は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。 - 外部に設ける建築設備は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 - 屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。
	3) 色彩	- 明るく賑わいの感じられる色彩（東西通りの沿道では、落ち着いた感じられる色彩）とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図3）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 - 当該基準に適合しない色は各立面の1/20以下とする。 - ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4) 素材	- 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 - 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	- 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。 - 商業施設の外部から視認できる照明は、電球色に近い温かみを感じられる色温度を基本とし、魅力ある夜間景観の演出に努める。
	6) 緑化、外構	- 行為地は樹木等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 - 建築物は、壁面緑化等によりうるおいある景観の形成に努める。 - 中央通りの沿道では、まちを華やかに彩る植栽の設置等に努める。 - 東西通りの沿道では、緑豊かな景観を形成する植栽の設置等に努める。 - 建築物の前面に配置する駐車場等の周囲は、樹木等により緑化する。 - 駐車場の出入口は、原則として中央通りと東西通りに面して設置しない等、まちなみの連続性に配慮する。 - 建築物等の前面にあるオープンスペースは、歩道との間に段差を設けないように努める。

行為	事項	にぎわい景観形成地区
2 工作物の新設又は移転等	1) 配置、規模、高さ	- 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 - 駅周辺と主要道路（中央通り、東西通り、エキスポロードのにぎわい景観形成地区内）の沿道では、道路の境界線からできる限り後退した配置とする。
	2) 形態、意匠	- 良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 - 屋上に設置する施設は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。
	3) 色彩	- 明るく賑わいの感じられる色彩（東西通りの沿道では、落ち着いた感じられる色彩）とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図3）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 - 当該基準に適合しない色は各立面の1/20以下とする。 - ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4) 素材	- 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 - 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	- 行為地は樹木、壁面緑化等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 - 駐車場、空地等の周囲は、樹木等により緑化する。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。
3 開発行為	方法	- できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮する。 - のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 - 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図3）に適合させ、周辺の景観と調和させる。
4 土地の形質の変更	方法	塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図3）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 - できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないようにする。 - のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 - 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 - 原則として、行為地周囲の緑化を行う。
5 物件の堆積	方法	- 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。 - 高さをできる限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行う。 - 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として周囲の道路等からの遮へいを行う。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図3）に適合させ、周辺の景観と調和させる。

2) 元茨木川緑地景観形成地区

行為	事項	元茨木川緑地景観形成地区
1 建築物の新築又は移転等	1) 配置、規模、高さ	- 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 - 元茨木川緑地に面する側は、できる限り2階以上の壁面の位置を後退させる。
	2) 形態、意匠	(1)建築物本体 - 元茨木川緑地の緑になじむ景観とし、勾配屋根とするなど、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 - 中高層建築物等では、分節や外壁に変化を付けることで、圧迫感や単調さを軽減させる。 (2)付帯施設 - 屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。 - 外部に設ける建築設備は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 - 屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。
	3) 色彩	- 自然色を基本とした落ち着いた色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図4）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 - 当該基準に適合しない色は原則使用しない。 - ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4) 素材	- 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 - 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	- 行為地は樹木等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 塀、柵等の閉鎖的な囲いはできる限り避け、開放的な敷地とする。やむを得ず設置する場合は、生垣や自然素材を使った柵等を用い、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。
2 工作物の新設又は移転等	1) 配置、規模、高さ	- 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 - 元茨木川緑地に面する側では、道路の境界線からできる限り後退した配置とする。
	2) 形態、意匠	- 緑地の緑になじむ景観とし、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 - 屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。
	3) 色彩	- 自然色を基本とした落ち着いた色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図4）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 - 当該基準に適合しない色は原則使用しない。 - ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。

行為	事項	元茨木川緑地景観形成地区
2 又は 工 作 物 の 新 設 等	4) 素材	• 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 • 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	• 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	• 行為地は樹木等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 • 塀、柵等を設ける場合は、生垣や自然素材を使った柵等を用い、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。
3 開 発 行 為	方法	• できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮する。 • のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 • 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 • 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図4）に適合させ、周辺の景観と調和させる。
4 土 地 の 形 質 の 変 更	方法	• 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図4）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 • できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大な のり面又は擁壁が生じないようにする。 • のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 • 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 • 原則として、行為地周囲の緑化を行う。
5 物 件 の 堆 積	方法	• 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。 • 高さをできる限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行う。 • 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。 • 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図4）に適合させ、周辺の景観と調和させる。

3) 彩都景観形成地区

行為	事項	彩都景観形成地区
1 建築物の新築又は移転等	1) 配置、規模、高さ	・ 周辺の北摂山系の山並み景観と調和した配置、規模、高さとする。 ・ 道路の境界線からできる限り後退した配置とする。 ・ 北摂山系や周辺への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。
	2) 形態、意匠	(1)建築物本体 ・ 周辺の北摂山系の山並み景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 ・ 中高層建築物等では、分節や外壁に変化を付けることで、圧迫感や単調さを軽減させる。 (2)付帯施設 ・ 屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。 ・ 外部に設ける建築設備は、建築物と一体的にデザインするか、通りから見えないう良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 ・ 屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。
	3) 色彩	・ 北摂山系と調和した色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 ・ 当該基準に適合しない色（町名色等）は各立面の1/20以下とする。 ・ ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4) 素材	・ 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 ・ 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	・ 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	・ 行為地は樹木等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 ・ 建築物は、壁面緑化、屋上緑化等により緑豊かな景観形成に配慮する。 ・ 敷際は、生垣等、緑豊かな囲いを作るとともに、樹種や植え方に配慮し、歩道との連続性をもたせる。 ・ 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。 ・ 敷際は、縁石や地表面の仕上げに配慮し、美しい仕上げとする。 ・ 行為地に設置する駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、受水槽等は、周囲を緑で囲むなど直接見えないように配慮する。
2 又は工作物の新設等	1) 配置、規模、高さ	・ 周辺の北摂山系の山並み景観と調和した配置、規模、高さとする。 ・ 道路の境界線からできる限り後退した配置とする。 ・ 北摂山系や周辺への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。
	2) 形態、意匠	・ 周辺の北摂山系の山並み景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 ・ 屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。

行為	事項	彩都景観形成地区
2 工作物の新設又は移転等	3) 色彩	- 北摂山系と調和した色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 - 当該基準に適合しない色（町名色等）は各立面の1/20以下とする。 - ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4) 素材	- 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 - 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	- 行為地は樹木、壁面緑化等によりできる限り緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 - 敷際は、生垣等、緑豊かな囲いを作るとともに、樹種や植え方に配慮し、歩道との連続性をもたせる。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。 - 駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、受水槽等は、周囲を緑で囲むなど直接見えないように配慮する。
3 開発行為	方法	- できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮する。 - のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 - 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。
4 土地の形質の変更	方法	塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 - できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大な のり面又は擁壁が生じないようにする。 - のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 - 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 - 原則として、行為地周囲の緑化を行う。
5 物件の堆積	方法	- 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。 - 高さをできる限り抑えけるとともに、整然とした物件の堆積を行う。 - 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。

4) 歴史的景観形成地区

行為	事項	歴史的景観形成地区
1 建築物の新築又は移転等	1) 配置、規模、高さ	2階建てを基本とし、良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 - 西国街道沿いは、建築物の壁面を道路の境界線にできる限り合わせ、良好な周辺の景観と調和した配置とする。
	2) 形態、意匠	(1)建築物本体 - 西国街道沿いは、道路に向かって勾配屋根（平入りの切妻屋根）としたり、開口部に縦格子を取り入れたりする等、櫓の本陣の形態、意匠を反映させる。 - 西国街道沿いは、2階の壁面を1階より後退させ、軒庇の高さをそろえる等、まちなみの連続性に配慮する。 - 西国街道沿い以外では、歴史的なまちなみ景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 - 中高層建築物等では、分節や外壁に変化を付けることで、圧迫感や単調さを軽減させる。 (2)付帯施設 - 屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。 - 外部に設ける建築設備は、通りから見えにくい位置に配置するか、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 - 屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。
	3) 色彩	- 櫓の本陣のような落ち着いた色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図6）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 - 当該基準に適合しない色は原則使用しない。 - ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4) 素材	- 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 - 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	- 塀等の内側に植栽を設ける場合は、できる限り櫓等の常緑樹を使用する。塀の外に植栽を設ける場合や塀がなく植栽を設ける場合は、低木やフラワーポット等を使用し、建築物が見えるよう配慮する。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。
2 又は工 作物 移転 の新 設	1) 配置、規模、高さ	- 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 - 道路の境界線からできる限り後退した配置とする。
	2) 形態、意匠	- 歴史的なまちなみ景観と調和し、まちなみの連続性に配慮した形態、意匠とする。 - 屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。

行為	事項	歴史的景観形成地区
2 工作物の新設又は移転等	3) 色彩	・ 樁の本陣のような落ち着いた色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図6）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 ・ 当該基準に適合しない色は原則使用しない。 ・ ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4) 素材	・ 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 ・ 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	・ 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	・ 行為地は、できる限り樁等の常緑樹を使用し緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 ・ 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。
3 開発行為	方法	・ できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮する。 ・ のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 ・ 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 ・ 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図6）に適合させ、周辺の景観と調和させる。
4 土地の形質の変更	方法	・ 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図6）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 ・ できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大な のり面又は擁壁が生じないようにする。 ・ のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 ・ 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 ・ 原則として、行為地周囲の緑化を行う。
5 物件の堆積	方法	・ 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。 ・ 高さをできる限り抑えとともに、整然とした物件の堆積を行う。 ・ 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。 ・ 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図6）に適合させ、周辺の景観と調和させる。

5) 沿道景観形成地区

行為	事項	沿道景観形成地区
1 建築物の新築又は移転等	1) 配置、規模、高さ	- 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 - エキスポロード、(都)道祖本摂津北線の沿道は、道路の境界線からできる限り後退した配置とし、歩行者空間を確保する。 (都)道祖本摂津北線では、北摂山系への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。
	2) 形態、意匠	(1)建築物本体 - 良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 - 中高層建築物等では、分節や外壁に変化を付けることで、圧迫感や単調さを軽減させる。 (2)付帯施設 - 屋上に設置する施設は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。 - 外部に設ける建築設備は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 - 屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。
	3) 色彩	- 沿道の緑になじむ色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準(図7)に適合させ、周辺の景観と調和させる。 - 当該基準に適合しない色は各立面の1/20以下とする。 - ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合(ソーラーパネルを含む。)は上記2項の限りでない。
	4) 素材	- 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 - 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	- 行為地は樹木等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 - 建築物は、壁面緑化、屋上緑化等により緑豊かな景観形成に配慮する。 塀、柵等の閉鎖的な囲いはできる限り避け、開放的な敷地とする。やむを得ず設置する場合は、透過性のあるものを使用し、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。 - 敷地は、外構と歩道が連続するような仕上げとし、調和させる。
2 又は工は移物転の新設	1) 配置、規模、高さ	- 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 - エキスポロード、(都)道祖本摂津北線の沿道では、道路の境界線からできる限り後退した配置とする。 (都)道祖本摂津北線では、北摂山系への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。
	2) 形態、意匠	- 良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 - 屋上に設置する施設は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。

行為	事項	沿道景観形成地区
2 工作物の新設又は移転等	3) 色彩	- 沿道の緑になじむ色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図7）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 - 当該基準に適合しない色は各立面の1/20以下とする。 - ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4) 素材	- 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 - 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	- 行為地は樹木、壁面緑化等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 塀、柵等を設ける場合は、透過性のあるものを使用するなど、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。 - 敷際は、外構と歩道が連続するような仕上げとし、調和させる。
3 開発行為	方法	- できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮する。 - のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 - 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図7）に適合させ、周辺の景観と調和させる。
4 土地の形質の変更	方法	塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図7）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 - できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないようにする。 - のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 - 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 - 原則として、行為地周囲の緑化を行う。
5 物件の堆積	方法	- 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。 - 高さをできる限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行う。 - 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図7）に適合させ、周辺の景観と調和させる。

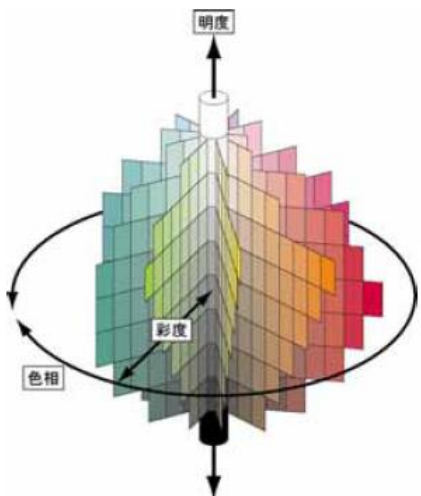
色彩の考え方

■ベースカラーとは？

ベースカラー	● ベースカラーは、壁等、大きな面積を占める色のことです。 ● ベースカラーの基準は、景観計画区域、景観形成地区ごとに定められており、その範囲内の色を使用することができます。
--------	--

■色彩に関する景観形成基準に使用している色見本は？

色彩に関する景観形成基準に使用している色見本は、マンセル表色系を用いています。マンセル表色系では、色相、明度、彩度の3つの属性で色を示します。

色相	R (赤)、Y (黄)、G (緑)、B (青)、P (紫)の5つに、中間色相のYR、GY、BG、PB、RPを加えた10色相に分かれ、各色相について度合いを示す1から10の数字を組み合わせて表記します。	 <資料：大阪府景観色彩ガイドライン>
明度	色の明るさの度合いを表し、最も明るくなる場合は白(10)、最も暗くなる場合は黒(0)となります。	
彩度	彩度は、色の鮮やかさの度合いを表し、鮮やかな原色に近い色ほど彩度が高く、くすんだ色ほど彩度が低くなります。 色相によって彩度の最大値が異なり、最も鮮やかな赤は彩度14程度になります。	

マンセル値は、「色相 明度／彩度」の順に数値を示して、色を表記します。なお、無彩色（白～灰色～黒）は明度のみで表し、「N9」のように、頭にNをつけて表記します。



■周辺の景観と調和させるとは？

建物自身に複数の色彩を用いる場合、周辺の景観と調和させる場合、いずれにも対応しますが、調和しやすい色彩の組み合わせ方法は、黄色系、赤色系等でそろえる「①色相をそろえる」という方法と、同じような明度と彩度でそろえる「②色調をそろえる」という方法があります。

①色相をそろえる



②色調をそろえる



<資料：大阪府景観色彩ガイドライン>

■色彩に関する景観形成基準一覧表

区域・地区名		色相	ベースカラー		基準に適合しない色
			彩度	明度	
景観計画区域	みどり・田園景観区域	R、Y R	4 以下	3 ～ 9	原則使用しない
		Y			
		その他(無彩色含む)			
	まちなみ景観区域	R、Y R	6 以下		1/20 以下
		Y	4 以下		
		その他(無彩色含む)	2 以下		
景観形成地区	にぎわい景観形成地区	R、Y R	6 以下	3 ～ 9 (大規模建築物・工作物のみ適用)	1/20 以下
		Y	4 以下		
		その他(無彩色含む)	2 以下		
	元茨木川緑地景観形成地区	R、Y R	4 以下		原則使用しない
		Y			
		その他(無彩色含む)			
	彩都景観形成地区	R、Y R	4 以下		1/20 以下 (町名色等)
		Y			
		その他(無彩色含む)			
	歴史的景観形成地区	R、Y R	3 以下		原則使用しない
		Y			
		その他(無彩色含む)			
	沿道景観形成地区	R、Y R	6 以下		1/20 以下
		Y	4 以下		
		その他(無彩色含む)	2 以下		

■景観形成地区における明度基準が適用される大規模建築物・工作物の定義

対象地	建築物の規模	工作物の規模
みどり・田園景観区域内に位置する景観形成地区	階数が3以上又は建築面積300㎡以上のもの。	地盤面からの高さが10m以上又は築造面積300㎡以上のもの。
まちなみ景観区域内に位置する景観形成地区	- 階数が4以上又は高さが10m以上もしくは建築面積1,000㎡以上のもの。 - 増築にあたっては、既存建築物の延面積との合計が1,000㎡以上のもの。	地盤面からの高さが10m以上又は築造面積1,000㎡以上のもの。

※ 景観形成地区の明度の景観形成基準は、P34、35の対象物及び規模と届出対象行為で定められている大規模な建築物・工作物のみ適用します。(戸建住宅等は対象外です)

図1 みどり・田園景観区域の色彩に関する景観形成基準

- 自然になじんだ色彩とします。
- ベースカラーは以下の基準に適合させ、周辺と調和させます。
- 基準に適合しない色は原則使用できません。

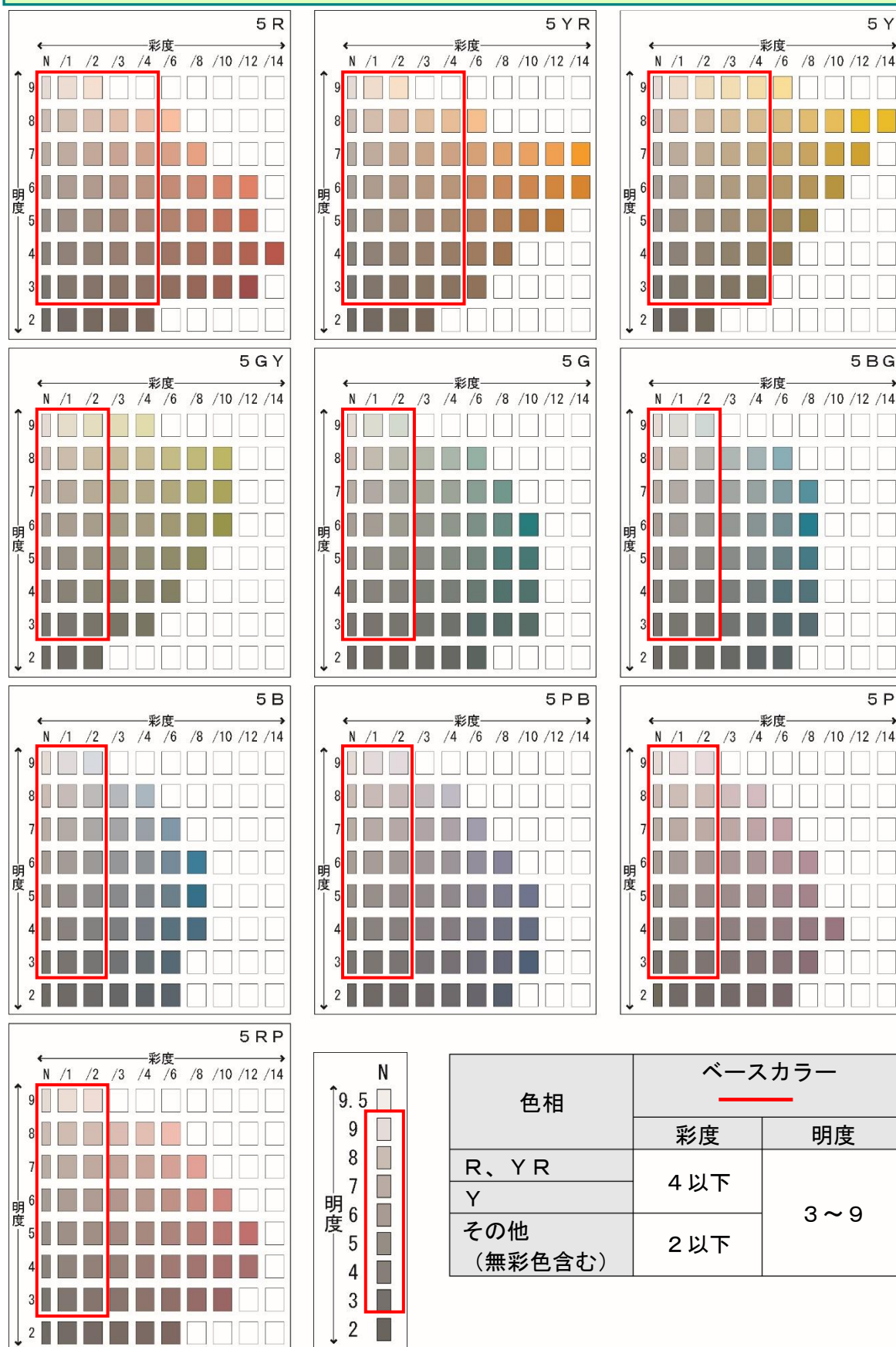


図2 まちなみ景観区域の色彩に関する景観形成基準

- 落ち着いた感じられる色彩とします。
- ベースカラーは以下の基準に適合させ、周辺と調和させます。
- 基準に適合しない色は各立面の 1/20 以下とします。

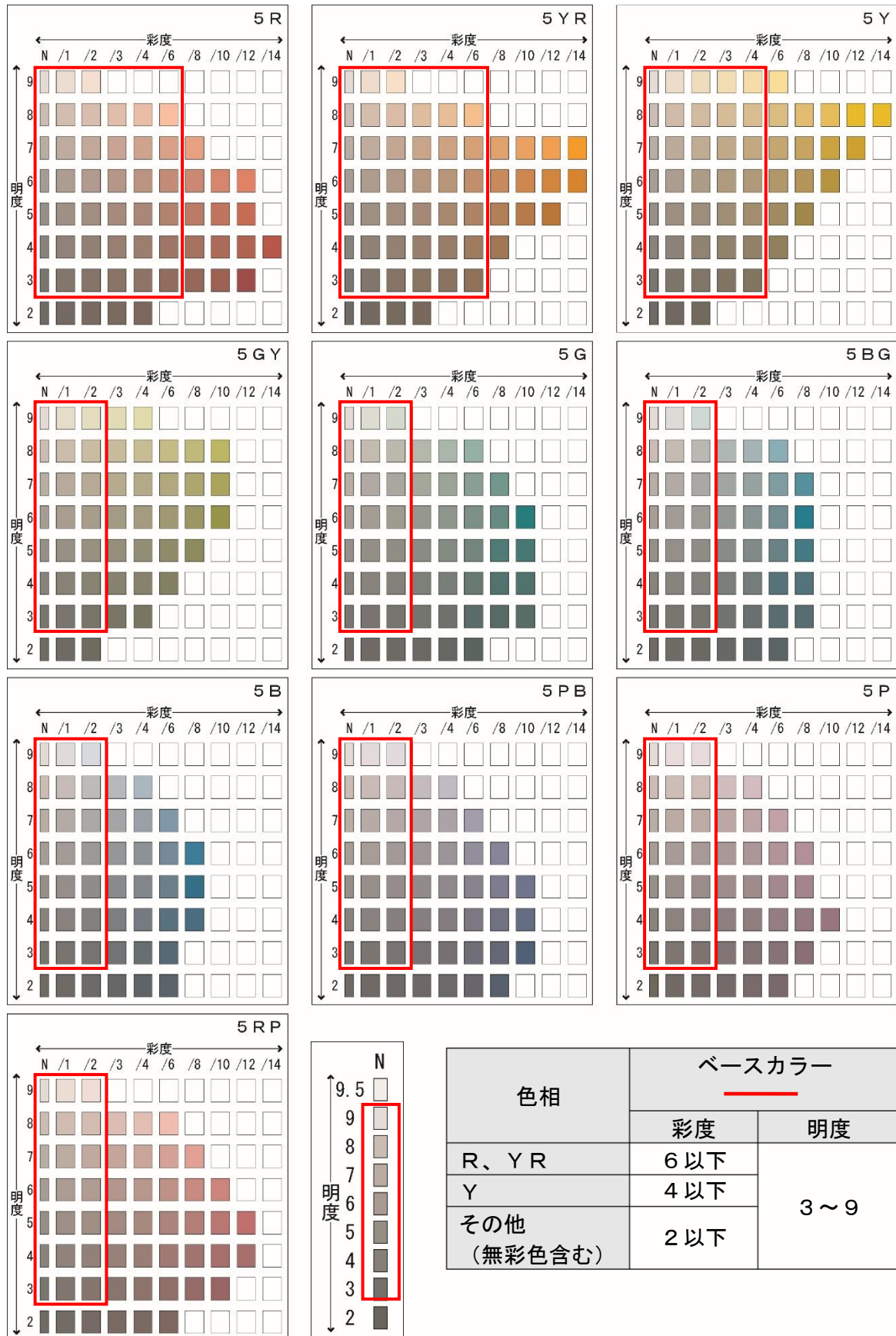


図3 にぎわい景観形成地区の色彩に関する景観形成基準

- 明るく賑わいの感じられる色彩とします。
- ベースカラーは以下の基準に適合させ、周辺と調和させます。
- 基準に適合しない色は各立面の 1/20 以下とします。

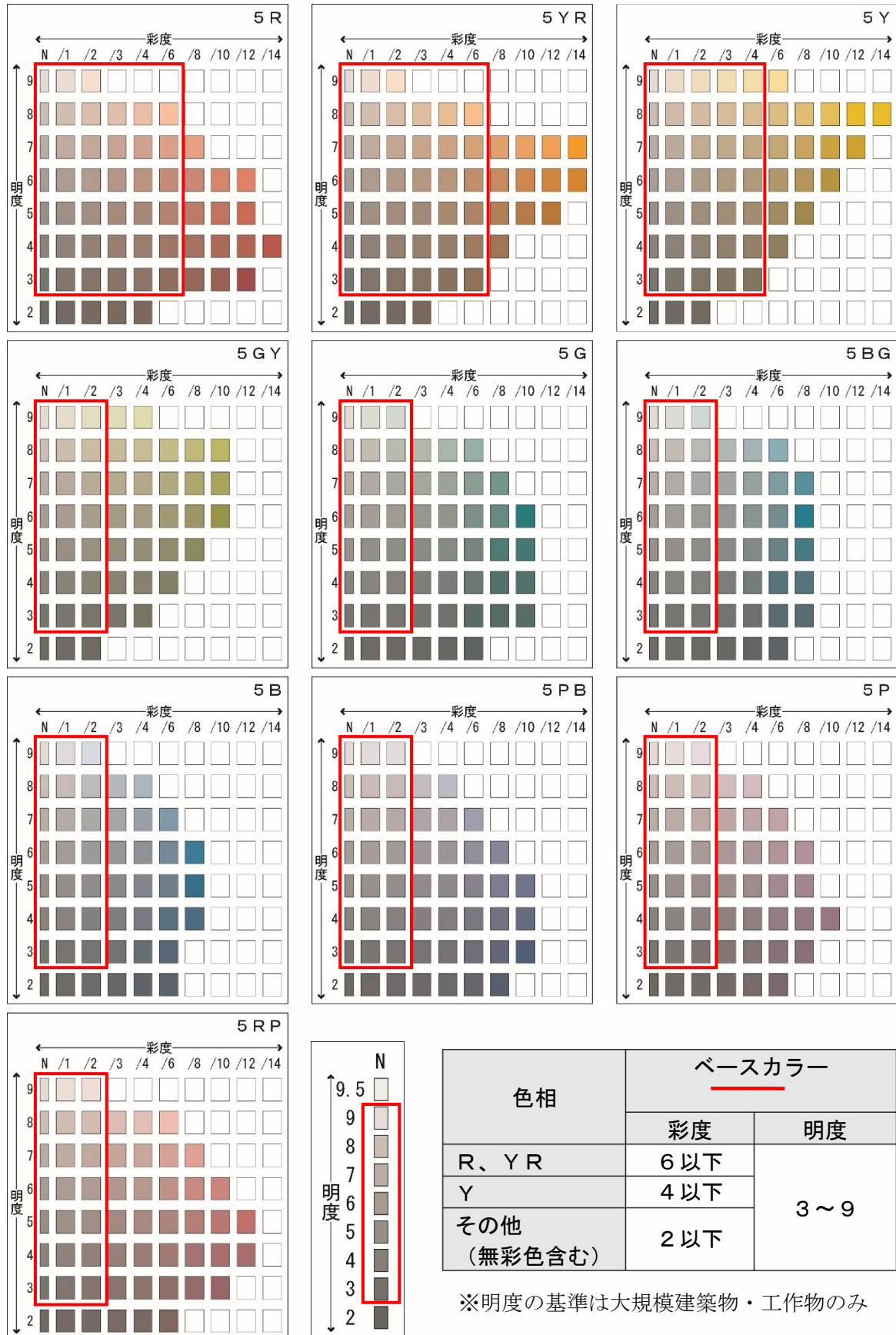


図4 元茨木川緑地景観形成地区の色彩に関する景観形成基準

- 自然色を基本とした落ち着いた感じられる色彩とします。
- ベースカラーは以下の基準に適合させ、周辺と調和させます。
- 基準に適合しない色は原則使用できません。

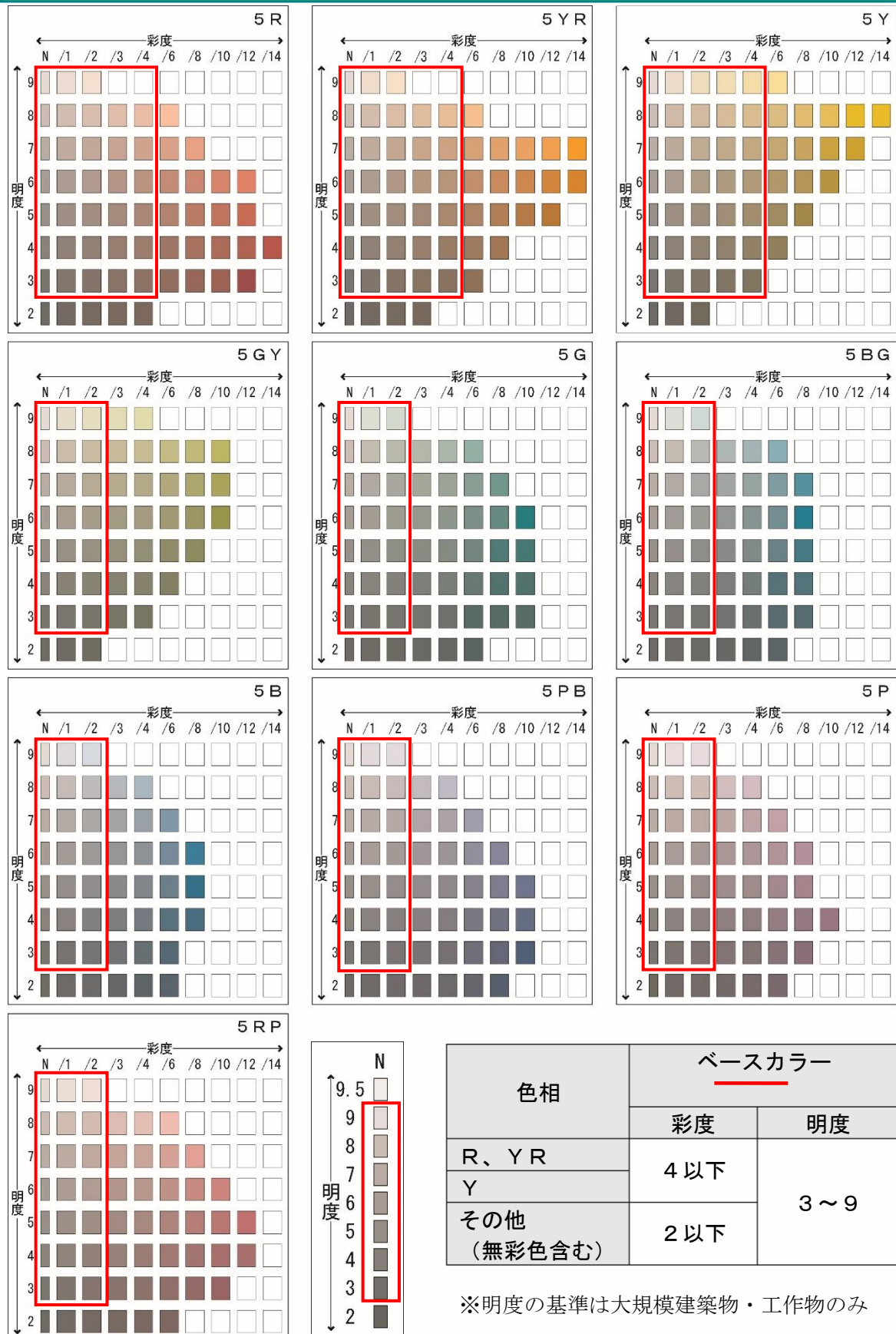


図5 彩都景観形成地区の色彩に関する景観形成基準

- 北摂山系と調和した色彩とします。
- ベースカラーは以下の基準に適合させ、周辺と調和させます。
- 基準に適合しない色（町名色等）は各立面の 1/20 以下とします。

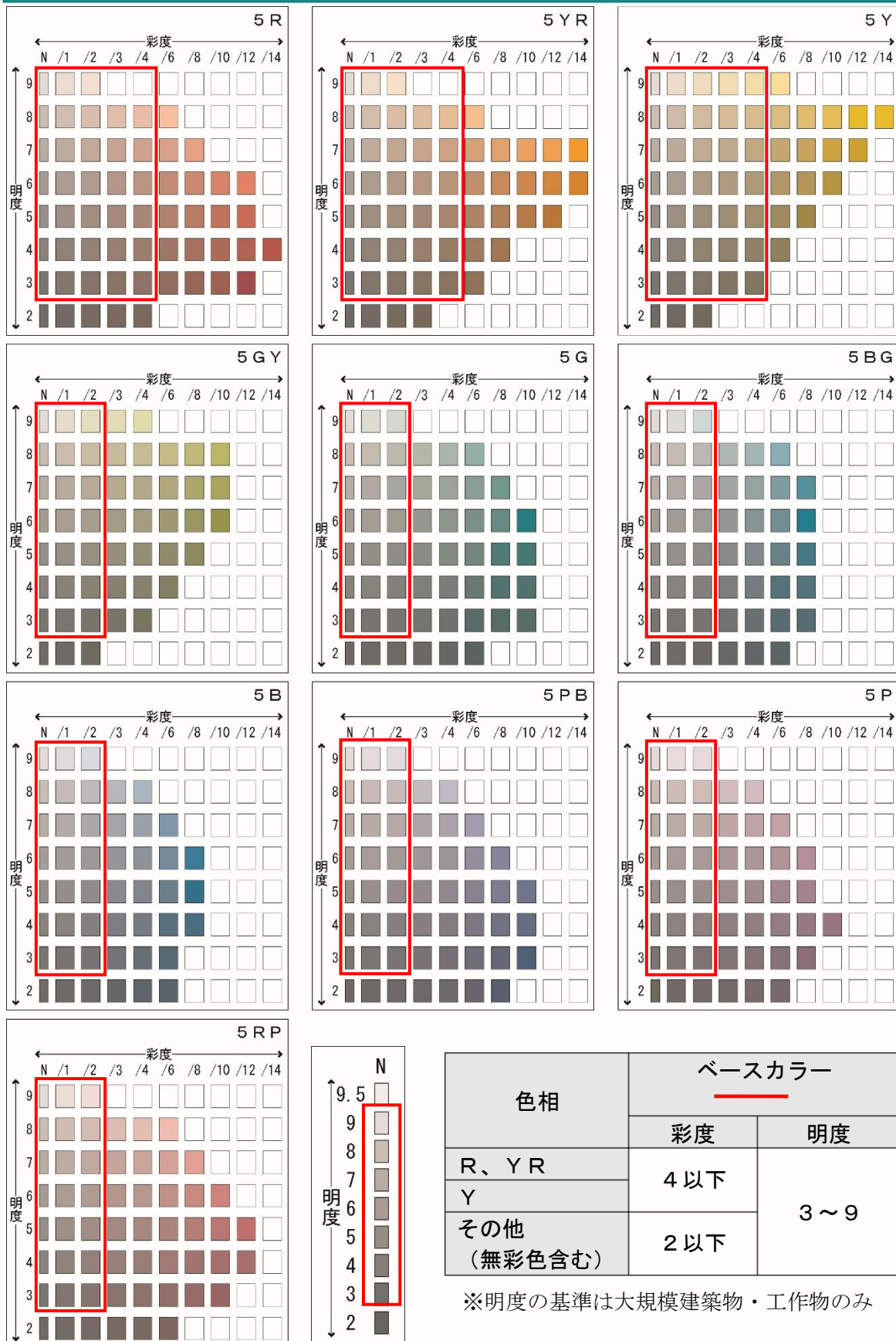


図6 歴史的景観形成地区の色彩に関する景観形成基準

- 楕の本陣と調和した落ち着いた色彩とします。
- ベースカラーは以下の基準に適合させ、周辺と調和させます。
- 基準に適合しない色は原則使用できません。

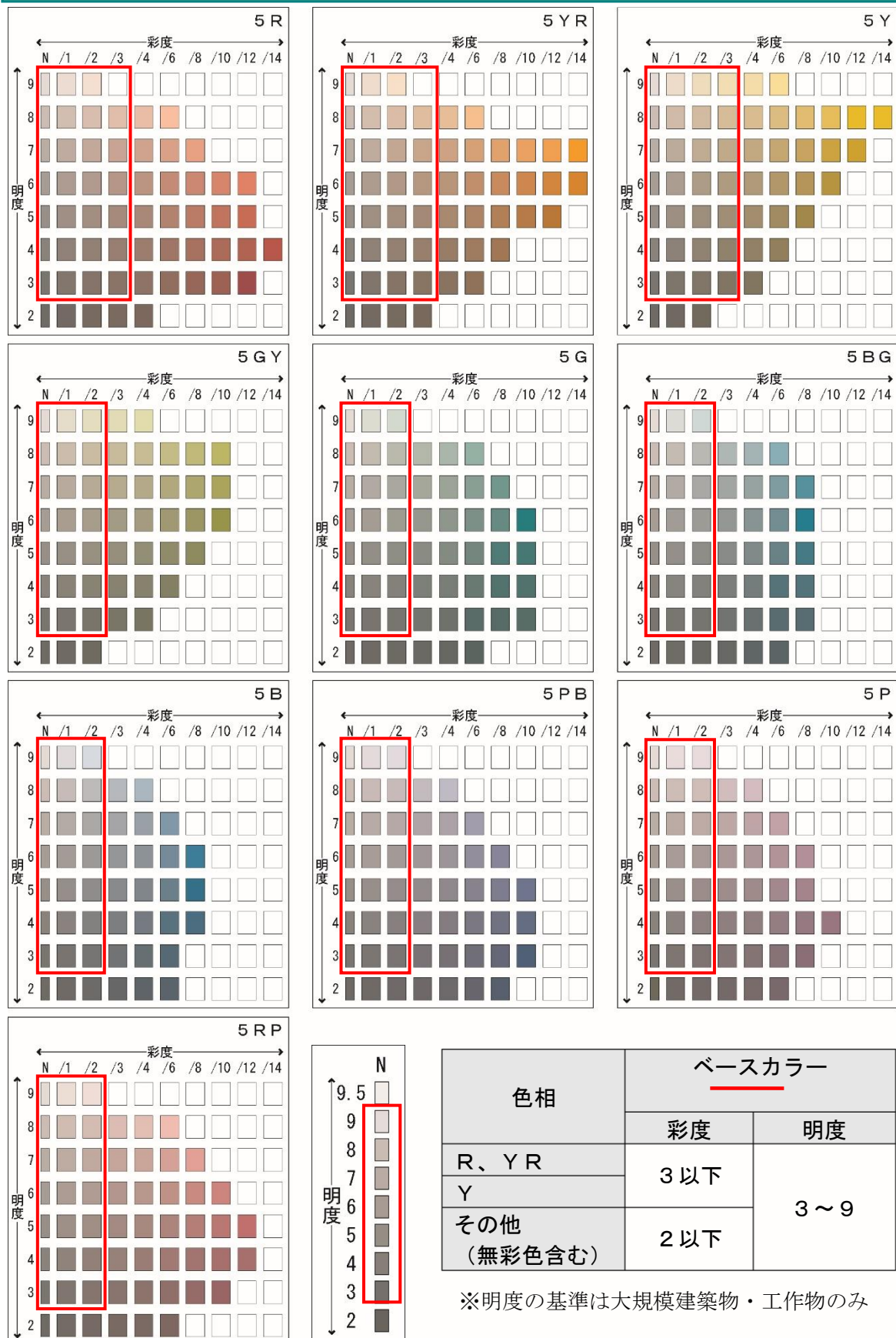
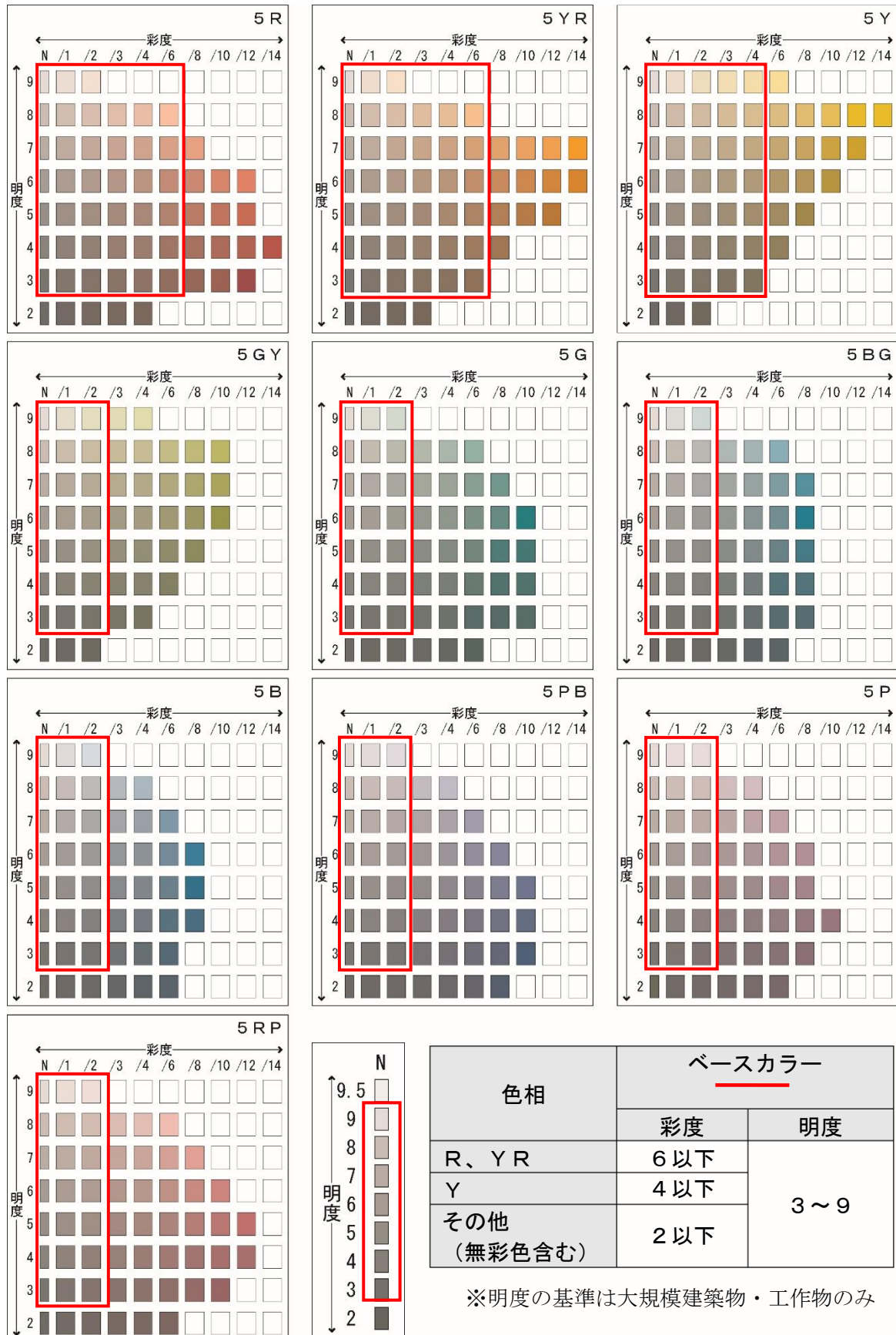


図7 沿道景観形成地区の色彩に関する景観形成基準

- 沿道の緑となじむ色彩とします。
- ベースカラーは以下の基準に適合させ、周辺と調和させます。
- 基準に適合しない色は各立面の 1/20 以下とします。



第8章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

1. 景観重要建造物の指定の方針

(1) 現状

茨木市では西国街道が東西に、亀岡街道が南北に走っており、椿の本陣等の歴史的価値の高い建造物が存在しています。

また、近世には城下町として賑わい、江戸時代には多くの造り酒屋等が軒を連ねる在郷町として、三島地域の社会的、経済的中心となっていたことから、多くの町家や社寺が残っています。

(2) 指定にあたっての基本方針

道路等、公共の場所から容易に見ることができ、以下の項目のいずれかに該当するものについて指定を検討します。

また、所有者等も指定を提案することができます。(法第20条)

景観重要建造物の指定を行う際には、所有者の同意を得た上で、特に保全が必要であると認められた建造物について、指定します。

- 歴史的、文化的価値を有していると認められる建造物
- 地域の景観形成を推進する上でシンボルとなり得ると認められた建造物
- 地域における伝統的な様式を継承していると認められる建造物
- 市民に親しまれ、愛され、誇りとなっていると認められる建造物

2. 景観重要樹木の指定の方針

(1) 現状

市内には、樹齢やその姿等から見て、優れていると考えられる樹木や、地域のランドマークとして、市民に親しまれている樹木があります。

(2) 指定にあたっての基本方針

景観重要建造物と同様に、道路等、公共の場所から容易に見ることができ、以下の項目のいずれかに該当するものについて指定を検討します。

また、所有者等も指定を提案することができます。(法第29条)

景観重要樹木の指定を行う際には、審議会等の意見を聞くものとし、所有者の同意を得た上で、特に保全が必要であると認められた樹木について、指定します。

- 樹種、樹齢、樹容等からみて、景観上優れていると認められる樹木
- 地域のランドマークやシンボルとなっていると認められる樹木
- 市民に親しまれ、愛され、誇りとなっていると認められる樹木

第9章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

1. 屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方

屋外広告物は、景観を構成する重要な要素であり、自然やまちの景観に大きな影響を与えるものです。駅周辺や幹線道路沿道などに無秩序に設置された屋外広告物は、良好な景観形成を阻害する要因となる一方で、建築物との調和やまちなみとしての統一感に配慮された優れたデザインの屋外広告物は、沿道の賑わいを演出し、地域の良好な景観の形成に寄与します。

屋外広告物が持つ情報伝達手段という特性や経済活動への影響を考慮に入れつつ、下記の基本的な考え方に沿った屋外広告物の適正化や質の向上を図ることを通じて、建築物や工作物等の行為の制限とともに、地域の個性が際立つ良好な景観形成の実現をめざします。

<めざすべき広告景観>

「自然とまちに調和し 心づかいを感じられる 広告景観づくり」

<自然との調和>

茨木市は、北摂山系の山並み、棚田、安威川などの豊かな自然を活かしてきたまちであり、多様な自然とそれぞれの資源が織りなす調和が、茨木らしい風景であることから、山並みの眺望への配慮や、山間部・田園景観などの自然との調和を図った広告景観をめざします。

<まちなみとの調和>

茨木市は、北摂の良好な住宅地でありながら、古くから交通の要衝として商業や工業が発展してきたまちであり、多様で多彩な景観特性を有していることが、茨木市の特徴であることから、これらの特徴を活かしてより魅力的なまちにしていくため、様々な地域の特性へ配慮し、調和を図るとともに、とりわけ多くの人が行きかう市の中心部において、歩行者目線で魅力的に映る“人が中心”の景観に誘導し、まちなみとの調和を図った広告景観をめざします。

2. 屋外広告物の表示等に関する行為の制限の方針

茨木らしい広告景観を実現するために、市全域を対象に、本市独自の屋外広告物条例及び同施行規則を制定し、規制内容を定めるとともに、屋外広告物ガイドラインを作成し、広告景観の質的な向上を誘導します。

また、市民・事業者による地域独自のルールづくりを推奨し、地域の特性を活かした広告景観の維持・増進をめざします。

＜広告景観形成の方針＞

- 屋外広告物法の趣旨にのっとり、良好な景観の形成・風致の維持、公衆に対する危害の防止等の観点から必要な規制・誘導内容を定めます。
- 茨木らしい広告景観の実現の観点から、「自然との調和」「まちなみとの調和」について重視したものとし、自然景観や市街地景観、歴史的景観、沿道景観等、地域やまちなみの多様な特性に応じた規制・誘導を行います。
- 本市の屋外広告物は用途地域に応じた掲出であるため、用途地域に応じた規制区分を基本とし、規制・誘導を行います。
- 景観形成地区においては、茨木市のシンボルといえる景観を有し、より良好な景観形成を誘導していくべき地区であることから、屋外広告物においてもより一層の配慮を求めた規制・誘導を行うものとし、許可申請前に事前協議を実施します。
- 中心市街地においては、ウォークアブル（歩行者中心）の視点のもと、まちなみの賑わい形成や連続性に配慮した屋外広告物の規制・誘導を行います。

第 10 章 景観重要公共施設の整備に関する事項 及び占用等の許可の基準

1. 景観重要公共施設の基本的事項

(1) 景観重要公共施設の基本的な考え方

道路、河川、公園等の公共施設は、地域における景観の骨格をなし、地域らしさを表す重要な要素であり、その周辺の土地利用と調和した整備、占用等を行うことにより、良好な景観形成の推進につながります。

このため、景観形成上、特に重要な公共施設のうち、公共施設管理者との協議を行い、同意を得られたものについて、景観重要公共施設の指定を行い、良好な景観形成に向けた整備に関する事項及び占用等の許可の基準を定めることで、重点的な景観形成に取り組みます。

(2) 景観重要公共施設に関する基本方針

景観重要公共施設に関する基本方針は以下のとおりです。

分類	景観重要公共施設の基本方針
道路	- 歩行者等の安全性と快適性を重視した仕上がりとする。 - うるおいのある景観を形成するため、街路樹や植栽帯を整備し、道路管理者がその適正な維持・管理を図る。 - 道路の付属物を設ける場合は、華美なデザインを避ける。 - 歩道の仕上げや道路の付属物は沿道の建築物等が映えるような色彩とする。 - 特に景観上重要な路線や区間は、無電柱化について関係機関と協議する。 - みどり・田園景観区域における主要幹線道路等については、周辺の良好な自然景観に配慮したものとなるように努める。
河川	- 治水上支障のない範囲内において、周辺の景観との調和に配慮するとともに、親水性についても考慮し、親しみやすい川辺の景観形成に努める。 - 樋門の色彩、意匠等は、周辺の景観との調和に配慮する。
公園	- 自然、歴史、文化等の地域の特性を活かした特色ある公園づくりに努める。 - 園路、広場、遊戯施設、休養施設等に使用する材料は、できる限り自然の材料の活用を図るものとし、形態、色彩及び意匠についても周辺の景観との調和に配慮する。 - 公園内に設ける建築物等の形態、色彩及び意匠は、地域特性を活かした特色あるものとし、周辺の景観との調和に配慮する。 - かき及び柵の材料については、できる限り生け垣や自然の素材等を用いるものとし、必要に応じて隣地との連続性に配慮した位置及び意匠とするように努める。 - 公園の植栽に当たっては、できる限り既存の樹木の保存に努め、周辺の景観との調和を図るよう樹種の選定等に配慮する。

2. 景観重要公共施設の指定

次の公共施設を景観重要公共施設に指定します。

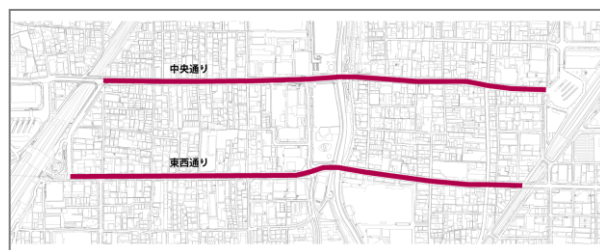
景観重要道路：＜東西軸（中央通り及び東西通り）＞

名称（愛称）	区間（起点～終点）
中央通り	別院町4番 ～ 駅前一丁目1番
東西通り	西中条町2番 ～ 別院町7番

東西軸は、JR 茨木駅や阪急茨木市駅、文化・子育て複合施設「おにクル」などの賑わいの拠点をつなぐメインストリートです。

延長約 1.3km ある2つの通りは、それぞれ「商業地としての賑わい」と「うるおいある緑」といった特徴があり、歩行者、自転車など日々多くの人が行き交う空間となっています。

本市のメインストリートとして、歩いて楽しく滞在や活動をしたいくなるような魅力的な景観形成を図っていきます。



3. 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観重要公共施設として指定した公共施設の整備にあたって、景観上配慮すべき事項について、次のとおり定めます。

景観重要道路：＜東西軸（中央通り及び東西通り）＞

【整備の方針】

- ・（中央通り）人々の活動や交流に配慮した親しみやすい道路空間の形成に努めます。
- ・（東西通り）うるおいと落ち着きある雰囲気を形成するにふさわしい、洗練された道路空間の形成に努めます。

【整備に関する事項】

- ・道路の付属物（防護柵、街路灯、標識、その他工作物）は集約化に努めるとともに、周辺の景観と調和した統一感のある色彩やデザインとします。
- ・誰もが安心して通行できる歩行空間のユニバーサルデザインに努めます。
- ・良好な景観の形成やゆとりある空間の創出のため無電柱化を推進します。
- ・舗装や街路樹等の道路の付属物は維持管理のしやすさに配慮しつつ、良好な景観の維持に努めます。

※適用除外項目

- ①法令等の規定により整備するもの
- ②安全上又は緊急上やむを得ないもの
- ③日常管理又は部分補修に関するもの
- ④地中への埋設その他の周辺の景観に影響を与えないもの
- ⑤その他市長が認めるもの

4. 景観重要公共施設の占用等の許可の基準

景観重要公共施設として指定した公共施設における占用等の許可の基準について、次のとおり定めます。

景観重要道路：＜東西軸（中央通り及び東西通り）＞

【許可の対象】

バス停留所や電線共同溝地上機器等の工作物（道路法第32条第1項又は第3項）

【許可の基準】

バス停留所の上屋、電線共同溝地上機器等は周辺の景観と調和した統一感のある色彩やデザインとします。

※適用除外項目

- ①法令等の規定により設置するもの
- ②安全上又は緊急上やむを得ないもの
- ③地中への埋設その他の周辺の景観に影響を与えないもの
- ④工事や催物等のために一時的に設置するもの
- ⑤新たに景観重要公共施設を指定する景観計画の変更の施行日において当該指定内で既に受けている占用等の許可の更新を行うもの（施行日前の外観から変更が行われていないものに限る。）
- ⑥その他市長が認めるもの

第 11 章 誇れる景観づくりの実現に向けて

1. 誇れる景観づくりの意義

景観を良くしていくことは、生活の質を高めていくことであり、市民・事業者・行政による協働の取り組みが求められます。また、景観を良くしていこうとする取り組みを続けていくことは、地域への愛着心や連帯感の醸成につながります。

そのような持続的な取り組みを進めていくには、一人ひとりの「意識」を高め、望ましい景観を考え「実践」し、取り組みを支える「仕組み」をつくっていくことが必要です。

2. 市民・事業者・行政の意識を高める

市民、事業者、行政それぞれが景観形成に対する役割を認識し、日々の生活や事業活動において、「周辺との調和」という意識を浸透させていく必要があります。

（１）市民の役割

市民は、景観形成の担い手であり、建築行為等に際して、それぞれが周辺に配慮するという意識を持つことが、良好な景観の創出につながります。

さらには、地区レベルで、市民が主体性・責任感・愛着心を持ち、自主的な取り決めによる景観の創出をめざすことが重要となってきました。

（２）事業者の役割

事業者は、地域社会の一員として、その事業活動が周辺の景観に与える影響を十分考慮し、良好な景観の形成に配慮することが求められています。

（３）行政の役割

行政は、良好な景観を形成するため、本景観計画を推進し、市民や事業者の行為を協議・調整・指導していく役割があります。

3. 各地区での実践を促進する

良好な景観形成の取組みについては、各地区で、市民・事業者等が自ら景観について考え、実践することが重要となります。

市は、各地区での取組みが促進されるよう、景観法をはじめ、さまざまな制度の啓発や景観づくりの周知に努めます。

(1) 市民による景観まちづくり

景観法では、市民による景観まちづくりの手法として、景観計画の策定・変更に関わる提案制度、景観協定等が位置づけられており、市では、これらの手法を市民自らが積極的に活用できるように支援していきます。

1) 提案制度

一定の条件を満たした土地所有者やNPO団体等は、景観計画の策定、変更に関する提案を行うことができます。(法第11条第2項)

<景観計画の策定・変更に関わる提案>

	概 要
提案できる内容	景観計画の策定・変更
提案できる人	当該区域内の土地所有者等又はまちづくりNPOや公益法人、及びこれらに準ずるものとして景観条例で定める団体
提案の要件	・土地所有者等の3分の2以上の同意を得た場合 ・0.5ヘクタール以上の一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地
留意事項	景観計画の策定又は変更を提案する場合は、当該提案に係る景観計画の素案を添えなければいけません

2) 景観協定

景観計画区域内の一団の土地について、良好な景観形成のため、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する事項について協定を締結することができます。

【景観協定の特長】

- 土地所有者等の全員の合意により、良好な景観の形成に関する事項を協定するもので、「地域による景観形成のルール」という特徴があります。
- 景観計画区域内であればどこでも締結可能であり、景観協定が達成しようとする目的に応じて、その内容が異なります。
- 地区住民自らの手で、地域の良い景観を維持・増進するために、自主的な取り組みを行うことができる制度です。
- 建築物、工作物、樹林地、草地、屋外広告物、農地その他の景観形成に関する事項を一体的に定めることができる点が大きな特徴です。
- 建築用途やショーウィンドーの照明時間等のソフト面の事項等、景観計画や景観地区で定めることができない事項についても定めることが可能です。

＜景観協定で定めることができる事項＞

- ア) 建築物の形態意匠に関する基準
- イ) 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準
- ウ) 工作物の敷地、位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準
- エ) 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項
- オ) 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する事項
- カ) 農用地の保全又は利用に関する事項
- キ) その他良好な景観の形成に関する事項

(2) 勉強会等の開催

景観づくりに関する「シンポジウム」の開催や、地区の景観について話し合う「タウンミーティング」等、景観について理解が深まるような勉強会等を継続的に開催することで、良好な景観づくりに対する意識啓発に努めます。

＜勉強会等の主な手法＞

手 法	概 要
シンポジウム	専門家や景観づくりに携わる人の意見や考えを聞く場を設け、良好な景観形成に対する意識を向上させます。
タウンミーティング	自分達の住んでいる地区の景観について知ってもらうとともに、景観を良くするために必要なこと等の意見を出してもらいます。一般的には、市民が行政から説明を受けた後、意見交換を行います。
ワークショップ	ファシリテーター（進行役）の指示のもと、市民、行政、専門家が同じテーブルを囲み、双方向で意見のやりとりを行います。まち歩き等を通じて、地区の良いところや悪いところを出し合い、良いところを伸ばし、悪いところを改善するために、自分たちができることを話し合ったりします。

（３）表彰制度の活用

良好な景観形成に寄与した人や事業者・団体を市長が表彰することで、継続的な取組みの実施や良好な景観形成に対する意欲を向上させます。

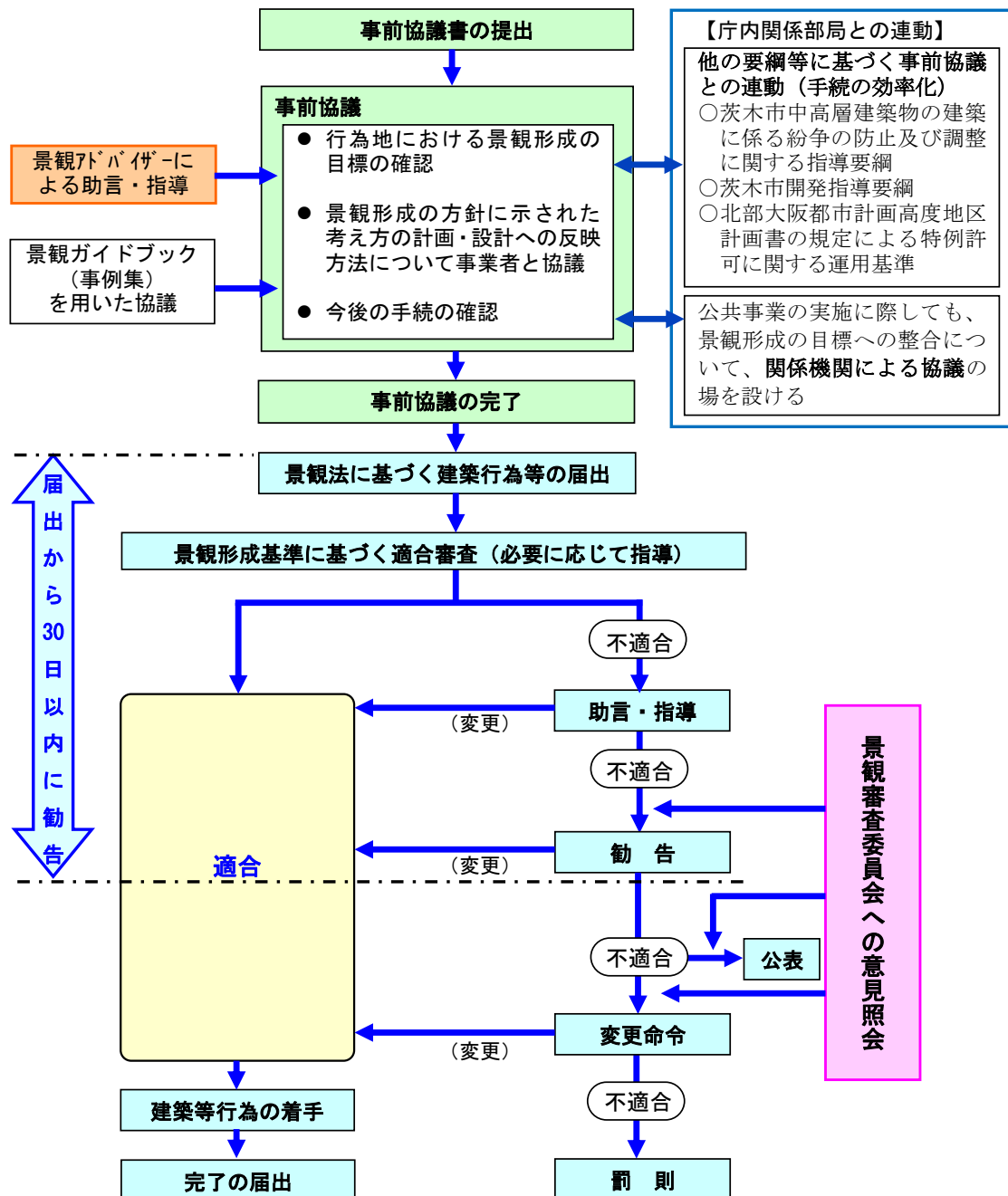
また、良好な景観形成に寄与している建築物・工作物等については、その存在を公表するとともに、所有者、設計者、施工者等を表彰します。

4. 効果的な景観誘導のための仕組みをつくる

各地域で、望ましい景観形成を誘導していくためには、景観法に基づいて定められた方針や基準等を、表面的に満足していれば良いというものではありません。例えば、建築行為等が行われる地域において、周辺との「調和」や「配慮」とは、具体的にどのようなことをすべきかを、対話に基づき共有していくことが重要です。

そのため、茨木市では、景観法第 16 条に基づく届出に先立ち、「事前協議」の場を設け、専門家からの助言や指導等を仰ぎながら、効果的に景観誘導を図っていくための仕組みを設けます。

また、公共事業の実施に際しても、庁内関係部局等による景観形成の目標に留意したデザイン（計画や設計）を誘導していくための協議・調整の場を設けます。



5. 良好な景観形成のための行動規範

「はじめに」で述べたように、景観形成を行っていくに際しては、先人達が大切にしてきた周りへの気づかいや美意識を再認識しながら、私達のライフスタイルや事業活動、公共事業等のあり方を見つめ直していく必要があると考えています。

そのためには、将来像の実現に向けて、私達一人ひとりが茨木のまちのことを考えて行動することが大切です。茨木市都市計画マスタープランには、そのための「行動規範」が以下のように示されています。

<行動規範>

人の環を大切にする 茨木にしよう
そのために 人と会おう
あいさつをしよう
そして人持ちになろう
そうすれば、もっと茨木が好きになるから

人の力を大切にする 茨木にしよう
そのために まず自分で頑張ろう
みんなの力を活かそう
新しい力を育てよう
そうすれば、もっと茨木が好きになるから

あるものを活かす 茨木にしよう
そのために まちにでよう
まちを使おう
そして楽しもう
そうすれば、もっと茨木が好きになるから

受け継いでいく 茨木にしよう
そのために 昔を知ろう
地元を大切にしよう
大切なモノを守ろう
そうすれば、もっと茨木が好きになるから

今、生きている私たちのためだけではなく、
これから生まれてくる子どもたちや人々のために
大好きと言える茨木にしよう

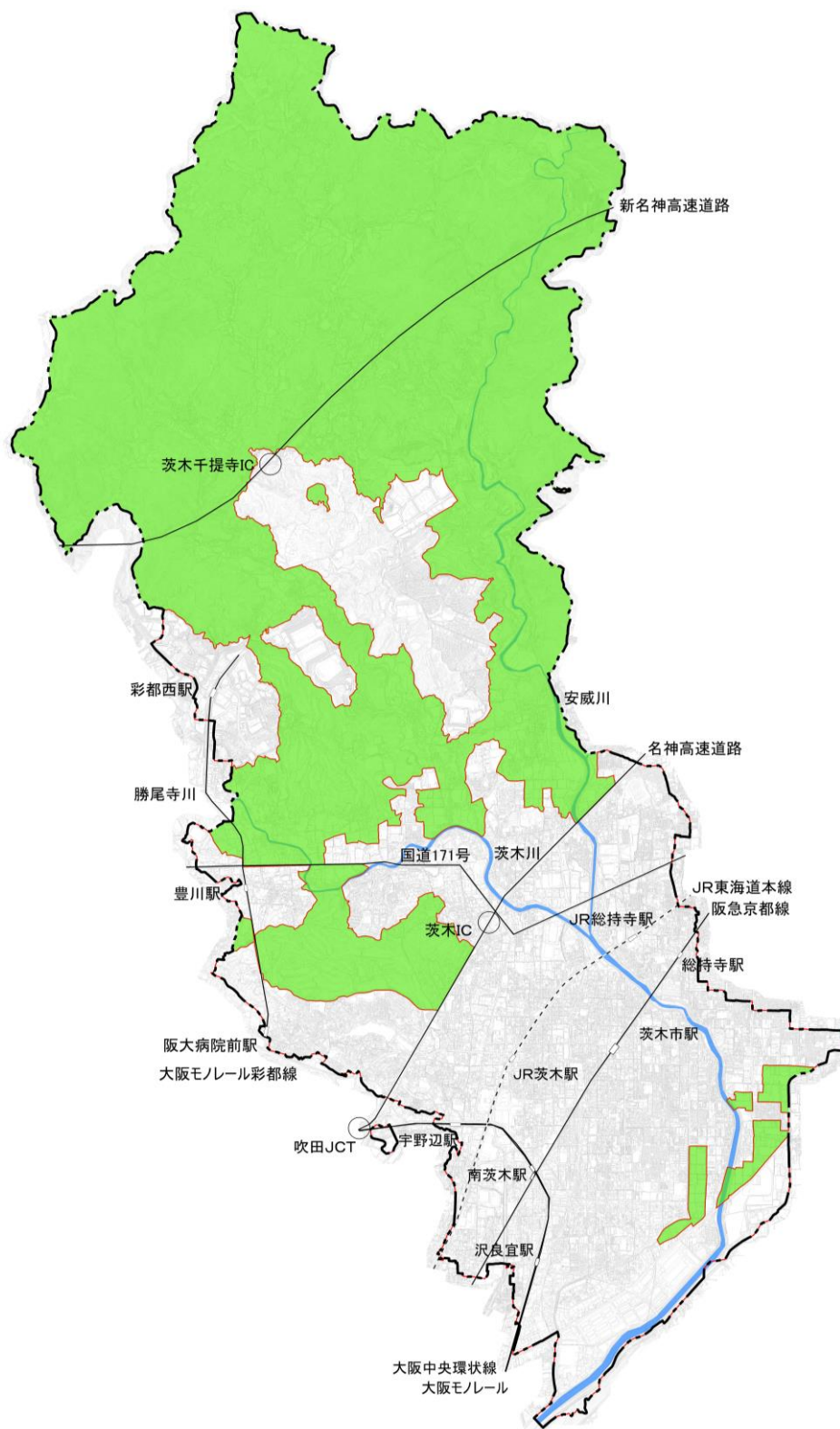
出典：茨木市都市計画マスタープラン

参考付図(景観区域・景観形成地区の詳細図)

1. 景観区域

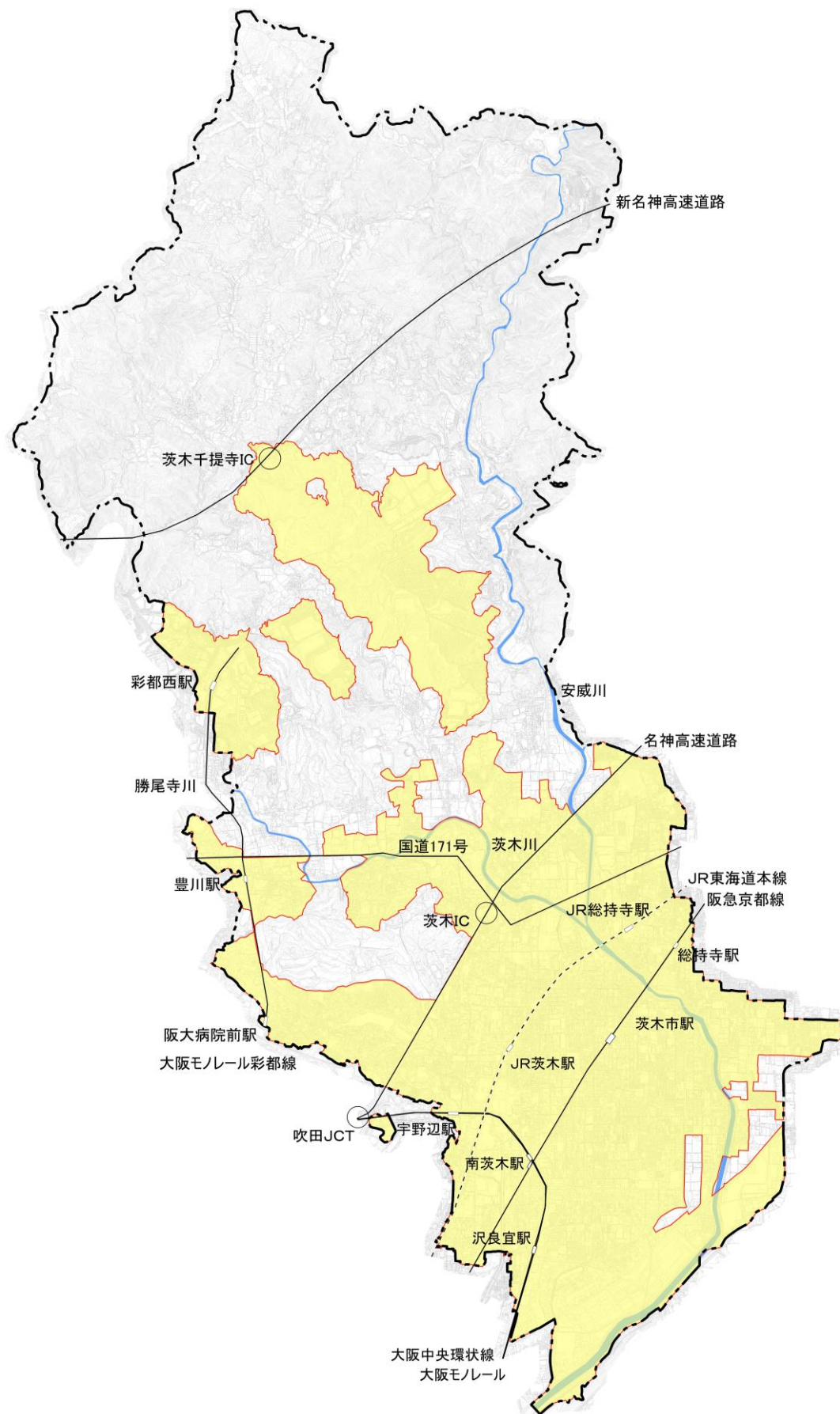
(1) みどり・田園景観区域

市街化を抑制する「市街化調整区域」を、みどり・田園景観区域に設定します。



(2) まちなみ景観区域

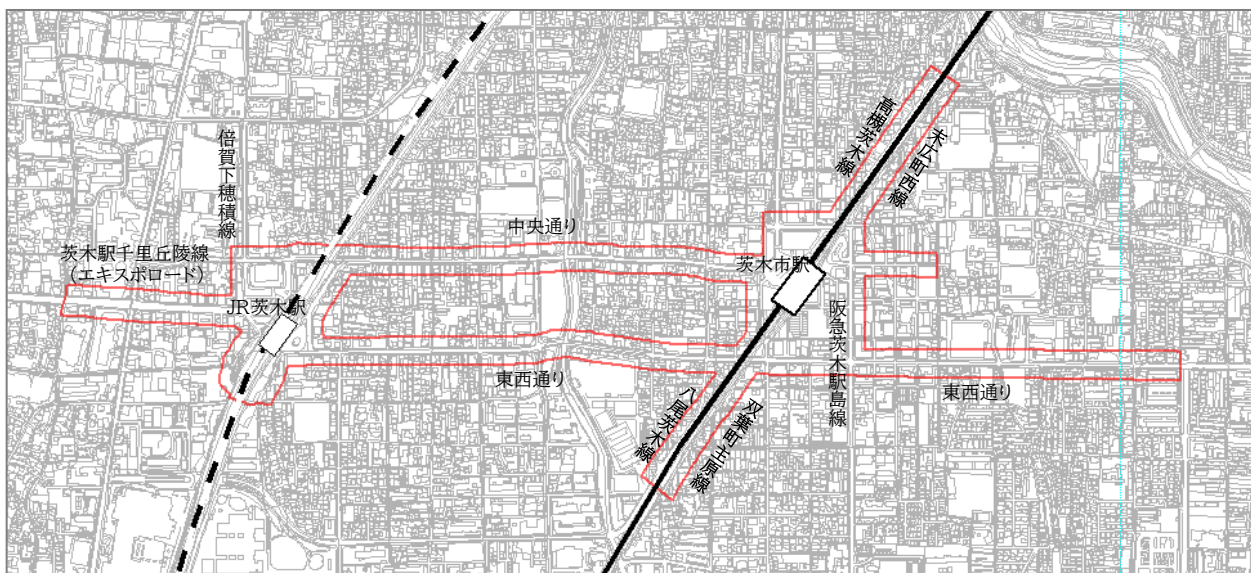
市街化を促進する「市街化区域」を、まちなみ景観区域に設定します。



2. 景観形成地区

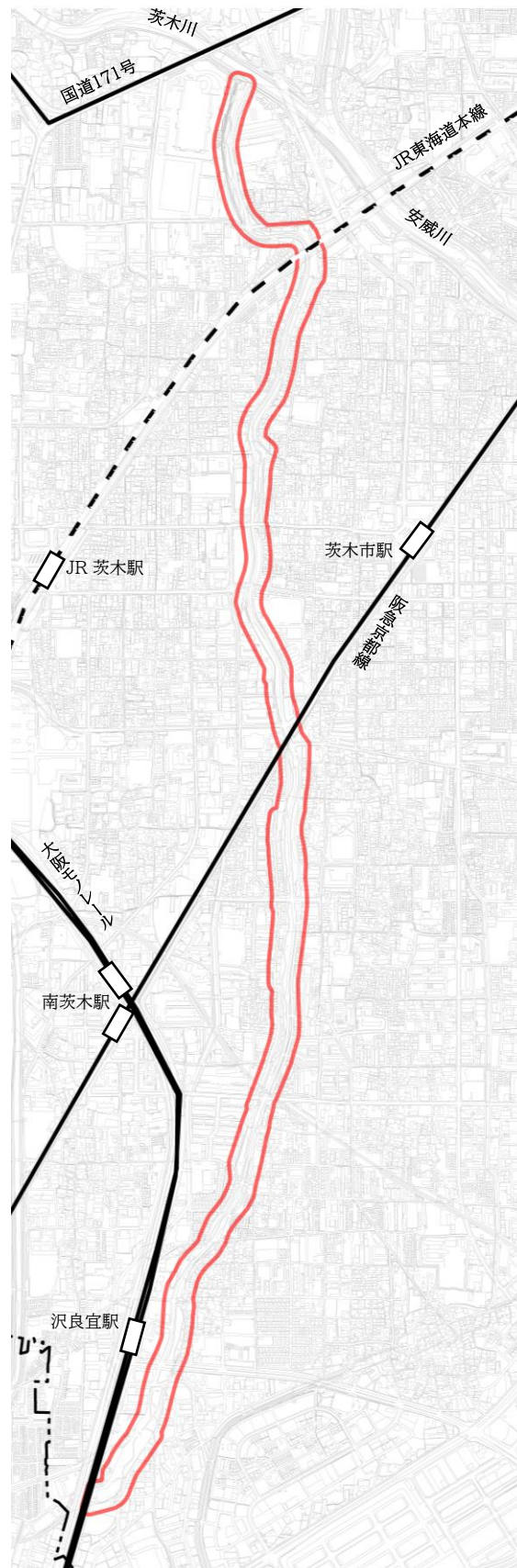
(1) にぎわい景観形成地区

阪急茨木市駅及びＪＲ茨木駅周辺と、それらをつなぐ主要道路の境界線より 25mの平行線で囲まれた範囲を、にぎわい景観形成地区に設定します。



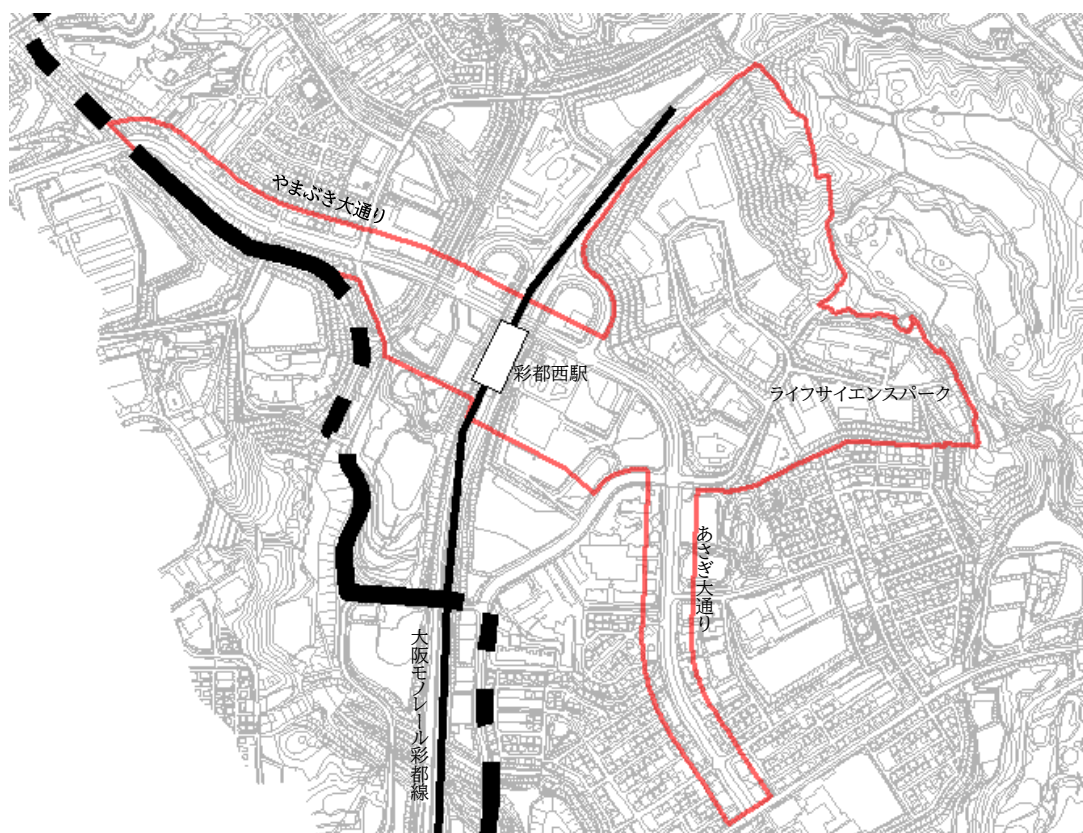
(2) 元茨木川緑地景観形成地区

元茨木川緑地及びその沿線道路の境界線より 25mの平行線で囲まれる範囲を、元茨木川緑地景観形成地区に設定します。



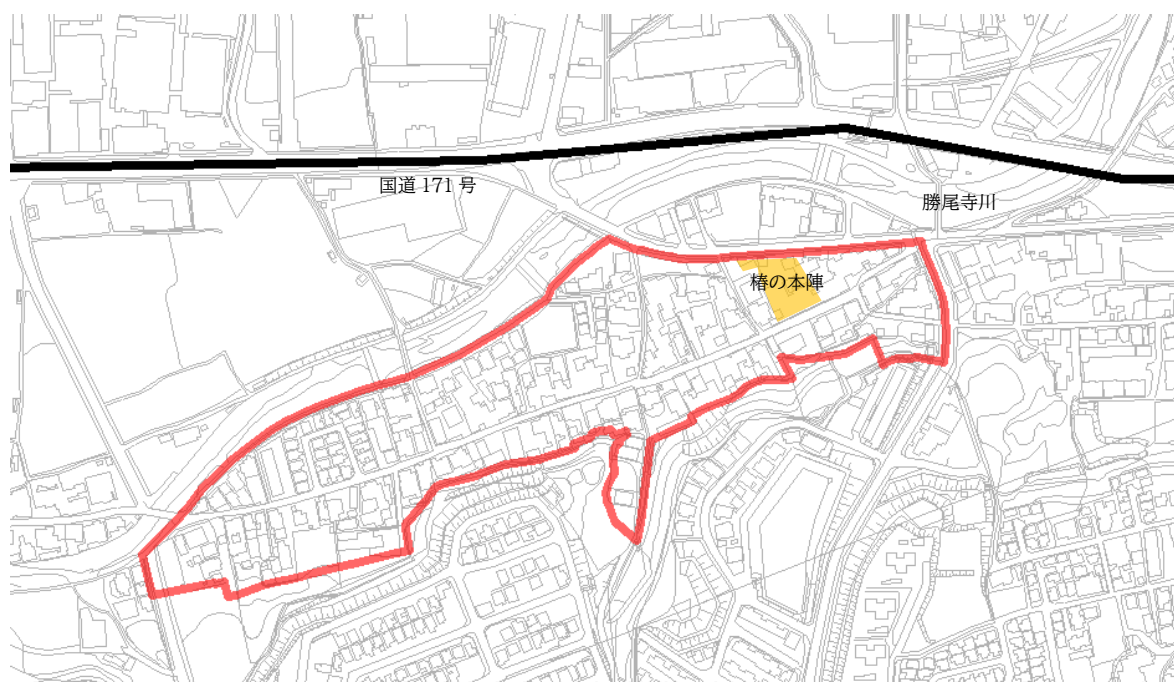
(3) 彩都景観形成地区

大阪モノレール彩都線彩都西駅周辺と、あさぎ大通り・やまぶき大通りの境界線より 25m の平行線で囲まれる範囲、及びライフサイエンスパークを彩都景観形成地区に設定します。



(4) 歴史的景観形成地区

国道 171 号及び勝尾寺川の南側に位置する宿川原地内を、歴史的景観形成地区に設定します。



(5) 沿道景観形成地区

都市計画道路道祖本摂津北線及び同茨木箕面丘陵線、同茨木駅千里丘陵線の境界線より25mの平行線で囲まれる範囲を、沿道景観形成地区に設定します。

